

平成27年9月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	平成27年9月4日(木)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	平成27年9月4日(金) 午前 9時00分
散 会 日 時	平成27年9月4日(金) 午後 4時32分
委 員 長	坂本 国広
委員会出席 委 員	
委 員 長	坂本 国広
副 委 員 長	市ノ川徳宏
委 員	阿部 慎也 秋谷 修 永沼 博昭 細川 英俊
委員会欠席 委 員	
委員外議員	
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	件 名	審査結果
第66号	市道の路線の廃止について	原案可決
第67号	市道の路線の認定について	原案可決
第71号	平成27年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第73号	平成27年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第75号	平成26年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認 定
第77号	平成26年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について	認 定
第79号	平成26年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地地区画整理事業特別会計決算認定について	認 定
第80号	平成26年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地地区画整理事業特別会計決算認定について	認 定
第82号	平成26年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	原案可決 及び認定
第83号	平成26年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	原案可決 及び認定

委員会執行部出席者

（都市整備部）

都市整備部長	武 藤 幸 二
都市整備部副部長	吉 田 憲 司
都市整備部副部長	奥 広 文
都市整備部参事	島 田 友 光
都市計画課長	大 塚 泰 史
建築課長	白 井 邦 昌
市街地整備課長	中 井 誠
市街地整備課副参事兼北新宿第二土地地区画整理事務所長	神 田 英 昭

市街地整備課副参事
(建設部)

建設部長

建設部副部長兼道路課長

道路課副参事

工事課長

下水道課長

水道課長

吹上支所長

川里支所長

清水千之

小谷野幹也

田沼文男

小山薫

原口正

金井利明

小峰栄一

田島好夫

鵜飼能志

書記
書記

森田慎三
竹井豊

(開議 午前9時00分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

議案第75号 平成26年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、昨日執行部の説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(細川) おはようございます。それでは、歳入、35ページからお伺いをいたします。

まず最初に、鴻巣市コミュニティーバスの運行寄附金についてお伺いをいたします。昨日の説明で、川里工業団地の企業等々から負担金というような形でというお話があったのですが、この金額、推移としてはここ数年どういった数字になっているのかということで、いま一度お伺いをしたいと思います。

(道路課副参事) 川里工業団地につきましては、当初合併前の平成13年から当時の川里町長と川里工業団地工業会との間で覚書を交わしまして現在に至っているわけございまして、合併後、平成18年4月1日付で合併に伴いまして覚書を書きかえております。その中で、1社当たり月額5,000円、それと1人当たり利用者が月額4,000円ということで寄附をいただいております。平成26年度につきましては、企業数が1年間を通しまして19社、利用者数が月ごとに51人ということで、358万8,000円で、この工業会との話し合いで350万円を寄附をいただいております。推移につきましては、1年延べ平成26年度が企業数が12カ月で228社、25年度が234社、24年度が228社です。利用者数が年間を通しまして平成26年が612人、平成25年が620人、平成24年が563人ということで推移しております。

以上です。

(細川) これ24年、5年、6年と今数字を出していただきましたけれども、やはりこういったまだまだ不況というか、会社も潰れることもまれにあるという中で、今後この数字というのはどの程度見込みとしてお考えなのか、お聞かせください。

(道路課副参事) 推移を見ますと、平均228社ということで来ております

が、昨年1社倒産したということをお伺いしておりますので、これから経済の状況でどうなっていくかわかりませんが、工業団地のほうからは見直し等のお話もいただいているのが現状でございますので、よく話し合った中でこの数と利用者数とも今後推移していくものかと思っております。

（細川）今これ1社5,000円、一人頭4,000円といった金額が現在覚書の中で記されて、またその分をいただいているということなのですが、この金額というのは一般的に考えて妥当だと思われておりますか。

（道路課副参事）この数字につきましては、平成13年の合併前の川里町の際に、工業団地とその当時川里町のほうでお話し合いをいただいた中で、当時は工業団地でバスを運営していたわけなのですけれども、かなりの経費がかかるということで、フラワー号が運行した際に工業団地も回してくれということで、ではということで、寄附を出しますよということでお話をいただいた中で、寄附についてはその当時の資料を見ますと工業団地が持っているバスとフラワー号に対する寄附金ということでお話いただいた中で、かなりの寄附金のほうが低額で抑えられるといった数字でおさまっていると思いますので、その数字を今まで、昨年度まで引き続いて寄附をいただいたというのが現状でございます。

（細川）当然市としても企業誘致だとか、また現存の企業さんに市に残っていただきながら業務を続けていただくということは非常に大切なことだと思います。ただ、そうはいっても年間で350万円のバス代となった場合に、19社でこれを負担していると、1カ月約30万、1社につき1万五、六千円ぐらいですか、の経費でこのバスが賄われているといった場合に、これはかなり格安の金額ではないのかなと思われるのですが、過去に覚書がということもおっしゃってはいましたけれども、現段階でこの金額が適正かどうかということをお伺いしたいです。

（道路課副参事）工業団地が持っていましたそのバス、それから思えばかなりフラワー号の寄附金のほうが、格安ってなんですけれども、安く利用できるのかなというふうには思っていますけれども、近年やはり工業団地のほうから見直しをしたいというお話をいただいております、

現在お話し合いを継続中でありますので、また今後どうなるかわかりませんが、そういった中でお互いに理解できる工業団地工業会にとってもよろしい、市にとってもまたいいという方向に持っていければと思って今お話し合いのほうを進めている状況でございます。

（細川）その見直しのお話の内容ですが、先方とすると下げていただきたいというご要望でしょうか。

（道路課副参事）工業団地さんも大きい駐車場を持っていまして、その整備とかいろいろお金がかかるのだということで、会社からお金をいただいて運営しているらしいのですけれども、そういった整備に充てるお金とか結構かかるということで、そちらに少しでも回したいということで、下げてほしいというふうにはこちらに申し出が来ておまして、ただいま継続してお話し合いをしているというのが状況でございます。

（細川）わかりました。

本市でこういった工業団地、川里地域だけではないとは思いますが、そういったところへのフラワー号での通勤の手段として使うといった目的で運行をかけてあったりとかというような路線というのはほかにありますでしょうか。

（道路課副参事）ほかにはございませんけれども、うちも社員が鴻巣駅から会社へ来るまでのということで、時刻表を見直しとかしてくれという、通勤時間に間に合うようにというようなお話をいただいておりますけれども、工業団地みたいにこんな形でやっているのはほかにはございません。

（細川）そうしますと、川里だけ今現状やってはいますけれども、ほかの工業団地もしくは企業さんからそういった要望が出たときに、ある程度のんでいくのか、それともここだけに特化して特典的にこの工業団地を守っていくという、言い方が適正であるかどうかはちょっとわかりませんが、そういった考えがあるのかどうかということで、お願いします。

（道路課副参事）バスの運行路線の見直しにつきましては、5年に1回、最近ですと平成26年の4月1日から現在の新しいコースを運行しております。そういった中で、お話があれば吹上地区、川里地区もし出ればそ

ちらにコースを回すとか、そういった考えもございますけれども、現在のところ工業団地というのを、駅からちょっと離れた場所にあるというところがないもので、そういうお話があれば見直し時に検討していくというのは考えております。

（細川）では、この質問は終わりにして、次行きたいと思います。

225ページ、一番下なのですが、鴻巣駅東口駐車場管理運営事業ということで、指定管理料が9,900万お支払いになられております。ここの収入が約1億3,300万ということで駐車場収入のほうが計上はされてはいるのですがけれども、これは駐車場収入は本市に全て入れていただいて指定管理料を約1億円お支払いをしているのか、それとも駐車場収入を向こうに渡しつつこの指定管理料をお支払いしているのか。現在の金銭的なやりとりを教えてください。

（市街地整備課副参事）東口駐車場につきましては、指定管理者制度、こちらが指定料金制ということで歳入、使用料については直接市に入れて、経費を指定管理料としてお支払いしているものです。

（細川）経費でこの1億円、年間にお支払いということなのですが、かなり高額なのかなと思うのですが、これについてどのような経費が発生しているのかということをお聞かせください。

（市街地整備課副参事）経費につきましては、26年度までの指定管理料の中にビルの管理者共用部の負担金というのがございまして、そちらが26年までの指定管理期間の中で入っていました。今年度から、27年度から指定管理のまた見直しというか、再指定がありまして、その中では今年度からはそのビルの共用部の負担金は除いてあります。その部分がかかなり大きくて、第1駐車場では年間そのビル負担金につきまして、第1駐車場が年間2,236万1,343円、こちらが入っております。第2駐車場につきましては880万1,760円、ビルの負担金というのが指定管理料のほうが入っておりまして、第1駐車場の指定管理料の8,460万9,000円の中の2,200万がビルの管理負担金ということで支払われていまして、残りの6,000万について直接の駐車場の運営経費という形の割合になっております。主な内容につきましては、大きいのが人件費です。警備関係。第

1 駐車場につきましては、出入りに警備員をつけていまして、そちらの警備費がかなり高くなっていまして、交通誘導費としまして26年度の決算で2,961万1,000円、こちらがかかっております。その次に大きい経費は電気料、これが680万。それと、駐車場の事務員の人件費ということで1,059万です。こういったところが主な経費。あとは、修繕関係で駐車場の修繕費として500万、それから消耗品関係で260万、こういったところが主な経費がかかっております。

（細川）今の金額合算すると約五千四、五百万になるのかなと思うのですが、そうすると残り月単位で割ったときに350万超の金額が残るわけなのですけれども、この金額についてはまだあるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

（市街地整備課副参事）項目的には、今大きいところを申し上げたのですけれども、その他に管制装置の保守点検関係、それから昇降機、エレベーターの保守、それから清掃費、それから一般廃棄物処理費、その他電気代、水道料金、そういったところも出てくるのですけれども、それら残り合わせるとその形になると思います。

以上です。

（細川）ありがとうございます。人件費毎月約250万程度、交通警備員、誘導員ですか、かかっているのですけれども、この金額1カ月単位で考えたときに250万円で、1日当たり約8万円程度人件費かかっているのですね。朝から晩までといったときでもかなり単価のいい警備員なのかなと思うのですけれども、そういったところでやっぱり経費の削減等々も必要なのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

（市街地整備課副参事）交通誘導員につきましては、入り口と出口2名が朝の10時から夜の9時までということで2名常時ついている状況でございます。交通誘導員の警備員につきましては、エルミこうのすビル全体の警備会社と契約していまして、単独で駐車場の警備員を契約した場合よりも、全体でローテーションを組んでいるということで、当時比べたところ安くなっているという状況と考えております。

以上です。

(細川) わかりました。

では、ここもこれで終わりにして、次231ページお伺いをします。真ん中少し上の公園整備奉仕活動団体助成事業ということで、公園清掃等々をやっている自治体だとかボランティア団体、約40団体に91万6,000円謝礼としてお支払いしているということで昨日お伺いしたのですが、これについて大体下どの程度から上はどの程度まで、幅があるのか、ないのか、金額というのは1団体当たりどの程度のお支払いになっているのかなど。

(都市計画課長) お答えします。

公園面積に応じまして、500平方メートル未満につきましては年間1万円、1,000平米以上という形になってきますと1万4,000円という形になっております。

以上です。

(細川) ボランティア等々でやっていただいているので、かなり安く本市としても済んでいるのかなと思うのですが、こういった奉仕活動に対して金銭的な助成も当然必要ですし、あとは物品、物の支給に関しても必要だと思うのですが、そういった物というのはこのほかに何かあるのでしょうか。

(都市計画課長) 今のところ、物でという話はございません。

(細川) では次、下のほうに移りまして、鴻巣市都市公園、13公園の管理運営事業ということで7,000万超の指定管理料を計上されておりますが、こちらのほうどこの業者さんになるのでしょうか。

(都市計画課長) お答えします。

13公園につきましては、鴻巣市環境緑のグループという指定管理者に行わせていただいています。

(細川) こちらにお願いしている管理の中身の部分教えてください。

(都市計画課長) 指定管理の業務に関することですが、公園内のごみの収集、樹木の剪定、トイレ清掃、害虫駆除、遊具の安全管理及び修繕などの維持管理でございます。

以上です。

(細川) わかりました。ありがとうございます。

次、その次のページ、233ページの中段、川里中央公園整備事業の17、用地購入費とあるのですが、こちらはどのあたりの土地になったのか教えてください。

(都市計画課長) 現在の川里中央公園、向こうのシルバーさんだとか入っているところの道路に反して反対側のほうの用地買収のところになります。ゴルフ場の裏側近辺という形でよろしいでしょうか。

(何事か声あり)

(都市計画課長) 弁天池の隣側ですか。付近ですか。

(何事か声あり)

(都市計画課長) 済みません。では、弁天池と農研センターの間の土地でございます。

(細川) これ平米数とかって、済みません、私の知識不足かもしれないのですが、どれぐらいの規模の買収になったのでしょうか。

(都市計画課長) 用地面積は1万8,897.31平方メートル、地権者16名でございます。

以上です。

(細川) では、その次のページにお伺いをします。

235ページ中段の少し上、鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発事業の一番下、鴻巣駅東口再開発の補助金なのですが、この補助金はどういった使い道があってこういったお金を投入するのか、お聞かせください。

(市街地整備課副参事) 準備組合のほうへ出している補助金の額なのですけれども、26年度8,844万円、こちらを補助金として支出しております。内容につきましては、測量建物等現況調査業務委託4,708万8,000円、資金計画作成業務委託3,531万6,000円、基本設計作成業務委託4,590万円、不動産鑑定業務委託436万1,040円、このうち、これが事業費なのですがすけれども、端数処理をしまして8,844万円という支出となっております。これは今組合のほうで、準備組合が再開発組合の設立申請に伴う業務委託ということで準備組合に支出、事業として進める委託業務への補助金でございます。

以上です。

(細川) ありがとうございます。

そうしましたら、次が最後です。241ページ、市営住宅の施設維持管理事業ということで、ちょうど真ん中あたり、老朽配水管更生委託料ということで、昨日逆流による事故が多発して26年の9月に補正をかけましたということでこの1,539万円計上されておりますけれども、これに関してはこれ1回きりのものなのか、もしくは今後発生するおそれがあるのかというような観点で、ほかにも市営住宅管理されているかと思えます。今の現状でこういった事案があって、今後こういったまとまったお金が必要になってくる、もしくはもう既に発覚してあって、これは早急にやらなければいけないとか、そういったものがあればお聞かせください。

(建築課長) それでは、1,539万円の、配水管による逆流が頻発しまして、小松団地4号棟、5号棟の老朽配水管の更生委託を行いました。この関係につきましては、以前からお客様から配水管が詰まってしまうというお話を伺っておりまして、その都度対応しておりましたが、それが頻発してしまいまして、お正月にそういった事故も起きましたことから、補正をいただいていたのもございまして緊急に対応したものでございます。ほかにこういったケースがというお話ですが、松原団地がやはりそのような状況が見受けられ始めたという状況になっております。

以上でございます。

(細川) 今回これ起こった団地、建築してからどれぐらいの年数がたったものなのでしょうか。

(建築課長) 松原団地4号棟におきましては昭和56年、5号棟につきましては昭和58年に建設された団地でございます。

以上でございます。

(細川) そうすると、この年代の建物というのは非常に多いのかなと思われるのですが、本市で管理されている市営住宅としてこの年代のものもしくはこれよりもさかのぼって前に建てられたものというのは、現在のどの程度戸数もしくは棟数あるのでしょうか。

(建築課長) この松原団地以前に建てられたものといましては、も

う既に新規入居の停止となっております原馬室第2団地、また下谷団地、あと宮前団地の3団地がこの小松団地の建設以前に建てられたものでございます。あと、もう一つございます。松原の3号棟。あと、新宿団地につきましましては、同時期に建てられたという状況になってございます。以上でございます。

(細川) そうしますと、もう30年、35年程度経過している建物、またはこの入居停止というものも約40年前後なのかなというふうに推測しているのですが、今後こういった老朽化した建物に関してかなりメンテナンス費用だとか、そういった経費が必要になってくるのかなと思うのですが、そのあたりはどの程度予測されていますでしょうか。

(建築課長) 平成24年度に市営住宅の長寿命化計画を作成いたしました。それに基づきまして、予算の範囲内で財政当局と詰めながら進めていく考えでございます。以上でございます。

(細川) 今回3つの団地は入居停止ということで、今後新しい方は入れないというのはよくわかったのですけれども、大体どの程度の期間をもってこういった団地終了していくのか、現段階で計画があれば教えてください。

(建築課長) 新規入居者の停止につきましましては、原馬室団地と下谷団地がでございます。原馬室第2団地につきましましては10戸ございまして、空き家が今2戸、8世帯が入居している状況でございます。また、下谷団地92戸ございまして、その中で空き家が21戸という状況になっております。新規入居者を停止しておりますが、今現在まだ入居者が多数いらっしゃいますので、その辺につきましましては状況を見ながら今後検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

(細川) わかりました。

終わります。

(永沼) まず、歳入の21ページお願いします。上のほうに市道及び水路敷占用料、あと公園使用料、ふるさと総合緑道休憩施設使用料、使用料

という言葉で幾つかあるのですけれども、この使用料の更新年月日というのはどういう期間でなされているのか、お聞きしたいと思います。

（建設部副部長兼道路課長）基本的には使用料ということで、毎年度賦課して徴収させていただいております。

（都市計画課長）公園の使用料の中で、占用料、使用料等が発生しますが、これも毎年のように更新をさせていただいております。

それと、その下のふるさと総合緑道愛里巢につきましては、会議室の使用料となっておりますので、その年度ごと使用件数等によって使用料の収入が入ってくるようになっております。

以上です。

（永沼）次の23ページ、一番上のほうに屋外広告物等許可申請手数料というのがございますが、これは申請に伴う手数料という考えだと思いますが、屋外広告物取り付けられているそのものに手数料のほかに使用料というのか、そういうのを取っているというのはございますでしょうか。

（建築課長）これにつきましては、屋外広告物許可申請手数料でございます。申請に基づき、そのものに対する手数料でございます。例えば広告塔につきましては、1平米当たり350円ですよという形で一定の金額が決まっております。それに何平米の広告塔をつけるかによってうちのほうに申請が出て、それに申請手数料を添えて出させていただくというような。構造とか、そういったものについては、審査は行いません。

以上です。

（永沼）そうしますと、1回の手数を払うことでずっとそのまま広告物を取りつけておいていいということになりますか。

（建築課長）許可期間基準がございまして、例えば広告塔、例えば電柱を利用した広告等、そういった類いのものですと期間が3年という期限になってございます。また、かけ看板については、ある一定の期間ということで1年以内。アドバルーン等については3カ月以内。また、張り紙なのですが、これは50枚単位ということで金額が定められておまして、これにつきましては1カ月以内という基準の期間になってございます。

以上でございます。

（永沼）例えばこの手数料を払わずに無断で広告を立てている、または出しているというのは件数として把握しておりますでしょうか。

（建築課長）これにつきましては、県と連携をとりましてパトロール等を行っておりますが、それらについては数字的なものは私どものほうでは把握はしておりません。

以上でございます。

（永沼）屋外広告物の看板のほうになりますが、看板についてはこういった許可申請手数料のほかに道路にはみ出している占用というのも発生しているかなというふうに思うのですが、その占用料についての収入というのはどこの部分の収入の欄になりますでしょうか。

（建築課長）その収入につきましては、道路課でございます。21ページでございます。市道及び水路敷占用料、上段6行目でございます。こちらの占用手数料に充当されるものだと思います。

以上でございます。

（永沼）ここの看板の占用は、本市では何件あるのでしょうか。

（建築課長）26年度の実績といたしましては、42件の申請でございます。ちなみに、25年度は33件、平成24年度は55件、平成23年度64件という形になってございます。

（永沼）きのうご説明で42件の申請手数料というふうにお伺いしておりますけれども、その42件が看板の占用も発生しているという意味なののでしょうか。

（建築課長）全てその市道、また水路占用の使用料が発生しているものではないというふうに言えると思います。それは、自分のところ……

（何事か声あり）

（建築課長）あります。

以上でございます。

（永沼）そうしますと、看板の42件中、42件しかないというふうに僕はちょっと思ってしまうのですけれども、もっと看板って市道の中にあるのではないのでしょうか。そういったものの調査とか、適正な道路の使

用の仕方というのはどのようになさっているのか、お聞きしたいと思います。

(建築課長) 全ての広告がこちらの適用を受けるものではなく、適用除外という物件もございますので、その辺で、これ視野に入る広告が全てこの手数料の要件を満たすものではないという……

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時43分)

◇

(開議 午前9時45分)

(委員長) 会議を再開いたします。

(建築課長) 申しわけありません。申請につきましては、3年更新、1年更新でございますので、今年度だけに限っては42件ということでございます。そのトータル的な件数につきましては、調査をしまして件数を報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

(永沼) わかりました。

では、次に行きます。81ページお願いします。放置自転車対策事業、5,644万885円でございますが、これよろしいのですよね。

(委員長) まちづくりですか。

(永沼) 81。

(委員長) まちづくりですか、一番下。

(永沼) まちづくりでいいのですよね。

(委員長) 大丈夫ですか。

(永沼) 生活安全課って。いいのですよね。

(はいの声あり)

(永沼) これで、これに対する、対策事業に対する仕事の内容というのをちょっと教えていただきますでしょうか。

(道路課副参事) 放置自転車対策事業の主な支出ですが、一番大きいものがシルバー人材センターに委託をしまして、朝、通勤時に放置しない

ように自転車駐車場に誘導するという業務、これが一番主なものかと思われる。

（永沼）こういった放置自転車の関係で、ずっと放置されたままの自転車というものについてはどのような対応をなさっているのか、お聞きしたいと思います。

（道路課副参事）放置自転車につきましては、市で決めました鴻巣市自転車駐車場の整備及び自転車等の放置の防止に関する条例にのっとりまして、放置禁止区域内もしくは公道、歩道とか道路にある自転車につきましては、通報があった場合は市の職員が行って撤去をしております。また、朝の駅等に放置された自転車等については、その委託しておりますシルバー人材センターのほうからこちらに連絡あって、撤去をします。撤去した自転車につきましては、自転車の防犯登録から所有者を埼玉県警のほうに照会して、住所、氏名等がわかればこちらで文書で、撤去してあるので、とりに来てくれというような通知をいたします。それと同時に、告示をかけます。告示には、その自転車の番号とか書いてします。それで、2カ月を告示日からしますと、市のほうで処分をいたします。そういう流れで放置自転車のほうは対応しております。以上です。

（永沼）よくわかりました。

その処分費はどこに掲載されておりますでしょうか。

（道路課副参事）以前は、1台150円で業者のほうに処分をしていただいたのですが、それでは市のほうが負担が大きいので、今は業者から見積もりをとって、自転車1台90円、バイクが150円ですか、で売っております。それで、それはいろんな、以前は自転車組合にお願いして整備して販売していたのですが、もうそういう自転車もなくなりましたので、なかなか整備代等をかけて元が取れないということで、今は県警本部のほうから通知が来まして、むやみに売買すると本来の持ち主が出てきてトラブルがあるというので、私どもは業者に言ってもとの鉄くずにしてもらって、解体で、そういう業者が北本にありますので、そこへ持ち込む業者がおりますので、90円で売って市の雑収入に入れてお

ります。

(永沼) では、その収入になっている場所というのはどこに書かれてあるのですか。

(道路課副参事) ちょっとお待ちください。43ページの雑収入。下から5番目の雑収入に入れております。

(永沼) わかりました。

では、次に移らせていただきます。219ページお願いします。道路維持補修事業の道路課の中で、14、自動車借り上げ料、機器・器具借り上げ料ということで、きのうのご説明で年間リース、パワーシャベル借り上げ料というふうにおっしゃっていたかなというふうに思うのですが、何のためにパワーシャベルを借り上げているのかというのをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

(建設部副部長兼道路課長) これにつきましては、業務員が行います道路の維持補修等に要する機械器具あるいは重機の借り上げということで年間リース契約をさせていただいて、契約をして業務を行っております。

(永沼) 済みません。ちょっと聞き取れなかったのですけれども、職員が運転するということによろしいのでしょうか。

(建設部副部長兼道路課長) 道路課に現業職員がおりまして、道路の維持補修を行っているその業務に必要ないろいろな重機あるいはダンプトラック、あるいは塵芥車等を年間のリース契約で借用して業務を行っているというようなものでございます。

(永沼) 当然免許を持っているということによろしいのですよね。

(建設部副部長兼道路課長) はい、免許のほうは業務員の方で持っております。

(永沼) わかりました。

同じページで生活道路改良事業というのがありまして、13番の建設発生土搬出委託料、土壌・土質分析委託料というのがありますけれども、この発生土についてどこにその発生土を搬出しているのかというのをちょっとお聞きしたいのですが。

(建設部副部長兼道路課長) これは、市内の道路工事等公共工事で発生

した土砂を1カ所にまとめてあります。これは、旧川里地域の工業団地通線の行田との境にふるさと橋というのがございます。そこに建設残土を1カ所にほぼ集めておきまして、これを建設発生土を、ある一定量たまりますと置けなくなってしまうから、スペースに限りがありますから、それをUCRというところで建設残土の持ち出し、搬出を行っているということで、その搬出に要する事業でございます。

(永沼) まず、川里の工業団地のそばにあるところにおいておいて、積もってきて、それがまた次のところに搬出しなくてはならないということで、UCRというところに頼んで搬出するということなのですが、その搬出先はどちらになるのですか。

(建設部副部長兼道路課長) 今回は、幸手中央地区というところで土地区画整理事業ですか、こちらのほうに搬出していると。土砂を整地用材料として活用しているということでございます。

(永沼) 発生土の中には汚染されたものもあるかなというふうに思うのですが、そういったものの処理というのはどのようになさっているのでしょうか。

(建設部副部長兼道路課長) この土砂のUCRの受け入れる基準としますと、いろいろな重金属であるとか、そういった汚染土壌となつては受け入れができないということで、あらかじめ土壌、土質の分析調査をやっておりまして、その調査の結果に基づいて受け入れてくれるということでございます。

以上でございます。

(永沼) 今まで汚染されて受け入れられないというような土壌というのがあったのか、そしてそれについてどのような処理をしたのか、処置をしたのか、お伺いしたいと思います。

(建設部副部長兼道路課長) ここ3年ぐらいですか、ちょっと古いお話はわからないのですが、通常道路整備等で行っている中では現在のところそのような事例はないというふうに聞いております。

(永沼) わかりました。

私からは以上です。

(市ノ川) 予算とか決算の話とはちょっと離れてしまうのですが、先ほど老朽化した市営住宅は入居を停止していると伺いましたけれども、その老朽化した建物というのは今後建てかえの予定とかはございますか。

(建築課長) 現段階での判断でございますが、鴻巣市といたしましては、県内63公営住宅を所有というか、施設がある市町村中、県内で16番目に位置しております。そういった中で、一定のそういった公営住宅については充足しているものと私の立場では考えてございます。そういったことも考慮しながら、今後の入居停止団地が撤去できるような状況になった段階で、それらを考慮しながら考える必要があるかなと考えております。

以上でございます。

(市ノ川) 済みません、ありがとうございます。

以上。

(秋谷) まずは、21ページの住宅使用料の中の収入未済の828万7,974円の対応はどのようにされていたのか、お伺いします。

(建築課長) 対応といたしましては、平成25年度に鴻巣市の市営住宅滞納整理事務処理要綱を制定いたしまして、また人員を1人再任用いただきまして、要綱に基づきまして督促状、催告書の送付、臨宅等行ってございます。

以上でございます。

(秋谷) 不納欠損にしていらないということは、徴収できるという理解でいいのですか。

(建築課長) 現段階で、平成26年度約95万円圧縮できた状況になってございます。今後も圧縮に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(秋谷) では、その程度で。

39ページの都市開発資金の貸付金元金収入で3,700万円エルミから戻ってきているわけですがけれども、残りエルミへ貸し付けているのはお幾らになるのでしょうか。

(市街地整備課副参事) 償還金につきまして、平成19年度1億8,000万貸

し付けた分に対しては、現在全30回の償還回数のうち5回もう償還されております。それから、23年度5億円貸し付けた分に対しては、全40回中6回償還されております。合わせまして……かわります。

(都市整備部参事) 投下資金は、今まで1億8,000万、それと5億円ということで現在貸し付けておりまして、1億8,000万の分につきましては返済回数が全30回です。最終的な償還期限が平成39年の9月ということですので、今から考えますと12年後。年間9月と3月ということで年2回納めていただいております。それと、5億円の貸し付けにつきましては、1,250万を年2回。償還はもう始まっておりまして、最終的な償還期限が平成44年の3月でございます。

以上です。

(残額、残額の声あり)

(都市整備部参事) 残額ですか。ちょっと計算して。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時04分)



(開議 午前10時04分)

(委員長) 再開いたします。

(都市整備部参事) 先ほど申しました1億8,000プラス5億円、6億8,000万の貸し付けにおいて、今後の償還残高5億7,500万でございます。

(秋谷) エルミの経営状況がもしわかる範囲で考えてもらいたいのですが、この償還というのは一応取り決めでそういう年数で区切って返してもらえばいいわけだけれども、やはりもし景気がいいのであれば多少多目に返してもらって、多少後ろを切ってもらうとか、そういうふうに考えてもらえないものかな。無利子だから、向こうは絶対ぎりぎり、ぎりぎり返せばいいと多分思うのだろうけれども、こちらのほうとしてはできるだけ早く回収してもらいたいというふうに思うわけです。どんなものでしょうね。

(都市整備部参事) 償還に関しては、国からも繰上償還についての手続等も含めた希望の有無について確認毎年来ております。しかしながら、

秋谷委員さんおっしゃいますように無利子ということで、他の返済等もエルミには当然ございますので、無利子の部分においては年次計画に基づいて粛々とお支払いをしていくという形でのエルミの今経営の実態でございます。

（秋谷）では、89ページのコミュニティーバスの運営事業ですが、きのうの説明で経費が1億5,779万6,660円か、収入が5,015万6,668円、その足りない部分を埋めているわけなのですけれども、どうなのでしょう、このバスの運営自体。例えば利用収入がせめて半分ぐらいいないと、本当足の不自由な方とか交通弱者と言われる方々にとっては重要だと思うのです。そういう足の確保は。でも、もうちょっと効率というのか、そういったのを考えたほうがよろしくないですか。決算だから言いますがけれども。どうですか、部長。

（建設部長）委員おっしゃるとおりでございますが、これにつきましてはいろいろご要望もあるとか、料金の関係については地域公共交通会議の中で審議をいただいて決定されているものでございますので、その辺も今後のまた見直しの際にどうなのかという部分も含めて議論される部分かなというふうに考えております。

（秋谷）その公共交通会議の中でいろんな議論が出ているとは思いますが、要はバスを維持するありきになると、本当例えば朝日であるとか、ロイヤルさんであるとか、バス会社のためだけの補助金になってしまうよね。だから、例えば利用者にもっと利用してもらおう方策。というのは、もう利用者の利便性を考えた運行をするしかないだろうと思うわけです。自分なんか川里循環使わせてもらっているんで、朝夕は相当利用者がいるのです。ただ、問題は利用者のいらっしやらないところ。そういったところの住民の方々にどうやったら利用してもらえるのかというのを考えていかないとほとんど上がらないよ、利用率が。周辺部は。循環はある程度いるのは自分が乗っているからわかるけれども、ほかのところはまだいまだに少ないところはいっぱいあるのだから。だから、そういった地域の方々、要は利用率の低いところの自治会なりなんなりにどうやったら利用してもらえるのかというのをちゃんと吸い上げ

て、それでその会議に持ってこないとだめなのではないかしら。そういった努力はどんなふうに行われているのでしょうか。

(建設部長) それにつきましては、各利用される方あるいは社内での聞き取り調査とか、そういった部分で毎年その辺の意見を、ほかの利用されない方もそうですけれども、そういう部分で意見を聞きまして、それらを吸い上げてまとめて、会議の中でこういう意見が出ていますということも含めて議題に出ささせていただいて、そこでどうするのが一番いいのかというのをを出していただいているということでございます。

(秋谷) 今利用されている方々と利用されていない方々のご意見を聞いているというお話でしたけれども、現状利用されている方々はある程度利便性がいいから利用しているのであって、問題は利用されていない方のほうが多分圧倒的に多いと思います。その圧倒的に多い利用されていない方々の意見を聞かない限りは上がらないではないですか。その部分ですよ、一番聞いてもらいたいのは。そういったものを考えていただきたい。

(建設部長) 秋谷委員おっしゃるとおりだと思いますので、今後の利用されない方がどう思っているのか、そういう部分でもう少し利用を上げるためにはどうすればいいのかというのをその意見を聞いた上で、それを聞いて、それが確かにできるかどうかなかなか聞いてみないとわからない部分もありますので、それらの意見も聞いた上で、次回の見直しのときの公共交通会議の中で議論をいただいて、よりよい方向になるように努めていきたいというふうに考えます。

(秋谷) では、その件についてはそこまで。

次は、189ページの水道事業会計の助成事業の件ですが、補助金で104万2,610円が東日本大震災の避難者の方々のために出ているわけですが、今現在市内に避難者の方が何名いらっしゃって、こちらの助成事業というのは一体いつまでめどにやる予定なのでしょう。

(水道課長) 被災者減免についてのご質問でございますが、現在直近、平成26年度末の、水道におきましては検針月が偶数月と奇数月、2カ月に1遍の検針でございますので、これの偶数月である2月分と奇数月で

ある3月分の合計で31世帯85人ということで、減免料金が偶数、奇数合計いたしまして16万1,465円ということでございます。今後なのですが、水道事業の立場でいくと、水道事業はあくまでも一般会計が相当額を助成していただける間については実質的な水道事業の持ち出しがございませんので、続けていくわけでございますが、一般会計の補助がいつまで続くかということについては、これは企画部門のほうの関係になりますので、ちょっとお答えできません。

(秋谷) わかりました。

219ページで、道路課さんなのですけれども、改修や維持補修あるいは新設改良といろいろな事業あるわけですけれども、26年度中に上がってきた各地域や我々議員関係から、いろんなどころから、自治会からも当然上がってくるでしょうけれども、いろんなど要望がまずあったと思うのです。要望件数がどの程度あって、何割ぐらい消化ができてと、あるいは26年度以前の積み増しがどの程度あって、全体的にどれくらい残ってしまっているのか、大まかな数字で結構なのですけれども、お答えいただければと。

(建設部副部長兼道路課長) これにつきましては、議員さんあるいは市民の方等いろいろな方々から道路あるいは水路等に対します要望等がございます。そういった中で、毎年毎年1,500件ぐらいの件数が寄せられております。それで、処理件数としますと、大体90%以上は対応できていると。多少それが次年度にずれ込んだとしても、最終的には何も問題がなければ対応していくということで、おおむね対応できているのかなというふうに私認識しております。

(秋谷) そうすると、今の概略の話だと例えば要望が100件あったとして90件は対応できているよと。残りの10件に対しては、どうしても対応が例えばこれはできないだろうと、そちらのご要望をぶつけてくるほうが、いや、ちょっとそれは幾ら何でも無理という話なのか、それとも金額的に大変大きいものなので、回ってしまっているのかということなのか、どんなものですか。その10%の中で。

(建設部副部長兼道路課長) これにつきましては、例えば道路整備、側

溝を入れてほしいとか、舗装を打ちかえてほしいというような要望がございまして、毎年度次年度の予算に備えて鴻巣市道路等整備評価検討会というものに諮って、そこの中でいろいろ優先順位であるとか必要性、地域の理解度であるとかいろいろな項目から、いろいろな角度から検証した中で優先順位をつけて次年度対応していくということで、どうしても限りある予算の中でそのような形で必要性等を十分検証しながら実施していくというようなことがあります。

以上です。

(秋谷) もう間もなく来年度の予算要求が相談いろいろするようになるだろうけれども、どうなのでしょう、個人的に見た限りでも結構やらなければならないところは多いのだろうなというふうに思うわけです。だから、単純に言ったら26年度の予算の枠の中では足りないのではないかと勝手に自分の中では思っているわけけれども、ちゃんとそういったときに増額というか、どうも自分が企画とのやりとりの中を推察するに、去年の枠がこれだから、これでやってくれというような流れになってしまっているような気がするのだ。そうではなくて、いや、こんなに要望が出てしまっているのだから、今年度は何とかしてふやしてくれというような交渉をぜひやってもらいたいと思うのだけれども、部長、どうですか。

(建設部長) かなり年間、先ほど道路課長話ししましたが、毎年のように1,000件を超える要望が出てきていまして、その中で補修的なもの、今現業職員いますので、現業職員でできるものあるいはちょっとした補修であれば業者のほうに委託をして、簡単にできるもの、小さな工事はやっておりますが、それ以上のものというもののの中には、現場を見ますと要望の中には本格的に工事をやらないとだめだという部分もございまして、それについては今先ほど言ったような道路箇所等整備評価検討委員会に諮って、順位づけをしてやらせていただいているような状況で、非常に要望も多い中で道路整備だけにお金が、市全体の中でのバランスも見ながら配分されておりますので、なかなか思うように進んでいないのが実情でございまして、やりたいのは皆さんのご要望はやまやまでご

ざいますが、年間同じペースでやっているような状況ですので、なかなかお応えできていないところもあるのかなと思いますが、私どもはできる限り道路の管理者として安全を図っていかなければなりませんので、その辺は十分パトロール等もしながら安全、安心して通れる道路を目指してまいりたいというふうに考えております。

(秋谷)233ページの大間近隣公園の整備事業の3,250万8,000円のところでちょっとお伺いしますが、説明の中では盛り土工事、造成の部分で3,160万4,000円。この盛り土はこれで完了だったかな。ちょっと確認なのですけれども。これでもう完了。

(都市計画課長)盛り土工事につきましては、今年度、来年度にかけて盛り土工事の残りをやる予定でございます。

(今年度、来年度つての声あり)

(都市計画課長)済みません。27年度から28年度にかけて残りの盛り土、残土の盛り土を行う予定でございます。

(秋谷)そうすると、3年で盛るということなのかな。26、27、28と。それでいい。

(都市計画課長)はい、その。

(秋谷)これ当初2年ではなかった。それで、1年寝かせて、それで26、27でやって、28寝かせて、29、30で工事やってオープンではなかったっけ。計画変わった。自分の勘違いかな。

(都市整備部長)ただいまのご質問でございますけれども、委員ご指摘のとおり、まずもって盛り土の関係は平成26年度、27年度2カ年の予定ということであったのですけれども、実は今年度最終にするつもりだったのでございますけれども、どうしても搬入の泥が用意できない事態になってしましまして、その分を28年度にやらざるを得ない状況になったものですから、ちょっと1年延ばしといいますか、になった状況です。工事等の関係なのですけれども、一応予定といたしましては来年度、その盛り土は残っているのですけれども、パブリックコメントですとか、そういった基本計画に伴う業務というのは要求していきたいというふうに考えておりますけれども、あとは実際の工事の何年に着手するかということに

つきましては、一定の転圧期間といえますか、そういったものも必要になりますので、当初の予定からちょっと1年ぐらいつれ込んでしまう予定ではいるのですけれども、現在の予定では平成30年度から実際の公園の本体工事と言ったらいいのですか、に着手していければということで計画しております。

以上でございます。

(秋谷) 今の説明だと、31年度から工事ということになると……

(30年度の声あり)

(秋谷) 30年度から工事か。26、27、28で盛って29休んで、1年転圧して、それで30年度に工事を始めて31年、そこから2年工事ですか。なるほど。わかりました。またおいおい質問させていただきます。

235ページの原、滝馬室の土地区画整理ですけれども、道路認定とかを今議会中に議案でやりましたけれども、これでもう終わりという捉え方でいいのかな。まだ原、滝は残っている。

(市街地整備課長) 今年度換地処分を予定しておりますので、清算金の徴収、交付の事務手続がまだ残っております。あと、それ以外の本体工事については、もう完了はしております。

(秋谷) そうすると、この区画整理自体の清算の目標年度は、今が27だから、28年度中には全部完了という捉え方でいいかな。

(市街地整備課長) 清算のほうにつきましても、一応5年間の猶予期間がありますので、その辺ちょっと調整をこれから地権者の方とさせていただいて、分割の支払いができますので、その辺ちょっと調整をさせていただきたいと思っております。

(秋谷) 目標は。

(市街地整備課長) 2年ぐらい。

(秋谷) 2年程度。

(市街地整備課長) はい。

(もうすぐ終わっちゃいますよの声あり)

(秋谷) いや、これはやめておきます。

終わり。

(暫時休憩……の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時26分)

◇

(開議 午前10時45分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市整備部参事より訂正及び追加の申し出がありましたので、許可いたします。

(都市整備部参事) 先ほど細川委員さんのほうから質問のありました件に関してなのですが、ページといたしまして235ページになります。中段でございます。市街地再開発組合の補助金8,844万円に関しまして副参事から説明がございましたが、4本の業務委託を発注してございます。その合計が1億3,266万5,040円でございます。端数処理をいたしまして、3分の2が鴻巣市からの準備組合への補助金として8,844万円でございます。それと、歳入との絡みがございまして、その8,844万円のうち2分の1に当たります4,422万円が歳入の25ページにございます社会資本総合交付金の市街地再開発事業分の4,422万円は、歳入として計上されております。また、埼玉県都市計画費補助金といたしまして1,474万円が県から県費補助として歳入として計上しております。したがって、組合への補助金8,844万円のうち国費と県費補助を差し引きますと、実質市の負担額が2,952万円という仕組みになっております。

以上でございます。

(阿部) 何点か質問いたします。

35ページ、この中段に土地売払収入というのがございます。これ具体的に場所としてはどこだったのだろう。

(建設部副部長兼道路課長) これは、中段の代替地売払収入ということでございますが、これにつきましては現在事業中でございます三谷橋一大間線2期工事の整備に伴う代替地の売り払いでございまして、これを昨年度、26年6月に処分したものでございます。

以上です。

(阿部) 売った場所はどこなのだろう。

(建設部副部長兼道路課長) これにつきましては、事業というものは非常にシビアということで、個人情報ということなので、どこということばちょっと申し上げることはいたしかねるということでございます。

(阿部) そうということなのだ。この項目を見たときにふと思い出したのだけれども、今回一般質問でも出ているらしいけれども、かつての旧中央図書館の土地については、たしか藤間部長だったかな、当時の、説明では、あの中央図書館を壊すということが条件で、たしかもう購入業者はほぼ決定しているという話をかつて承っていた。今現在の中央図書館のそういった情報に関する状況というのは今現在どうなっているのか、お聞かせいただきたい。

(都市整備部長) ただいまの旧中央図書館の関係のご質問にお答えいたします。

以前都市整備部のほうで議会答弁等の中で先ほどのようなお話をさせていただいたかと思うのですけれども、現状におきましては市のほうでまずもって旧中央図書館も含めた、中央公民館の建てかえ等も含めた土地利用構想、それを検討しているというふうに伺っております。これはちょっと所管のほうで、企画部のほうでやっておるのですけれども、そういった中で方針が出るのかなというふうには考えておりますけれども、解体等の話も以前出ましたけれども、現状においては企画部のほうからも解体するに当たって地方債の活用が見込めるということも伺っておりますけれども、ちょっといずれにいたしましてもそういった現在進めております基本構想の中で方向性が出されるのかなというふうに考えております。以前都市整備部のほうで答えしたのは、再開発事業の関係で要は代替地として旧図書館用地が活用できるのではないかというような、そんなような観点から答弁させていただいたかと思うのですけれども、現状においては再開発事業で旧図書館用地を活用するということのめどが立っているとか、そういった方針が出て権利者のほうもそういった図書館用地を要望しているといえますか、そういったものが方針として出ているというわけではございませんので、繰り返しになりますけれ

ども、今後の企画部のほうで進めております構想の方針によって決まってくるのかなというふうに、そのように考えております。

以上です。

（阿部） そうすると、かつての藤間部長の答弁は、現在に至ってはなかったことというふうに判断していいのかな。

（都市整備部長） 前回一部民間事業者のほうと協議もした旨をたしかご答弁させていただいているかと思うのですが、現状においてその協議は継続しているということではございませんので、繰り返しになりますけれども、今後そういった基本構想などによる方針が決められた上で、どんな土地利用をしていくかというのが定められてくるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

（阿部） ですから、私が聞いたのは、あのときの藤間さんの発言はなかったものというふうに今現在は理解したほうがいいのかというふうに私は聞いているのだ。

（都市整備部長） ですから、繰り返しになりますけれども、再開発の関係で代替地として旧図書館用地を現在予定しているという状況ではございませんので、現状といたしましては当時の状況がそのまま続いているという状況ではございませんので、当時の話がなかったといえ、そういった業者との協議もやっておりませんので、なかったという話になるかと思えます。

以上でございます。

（阿部） では、なかったというふうに理解していいという今答弁いただきました。いずれにしても、あの土地については当然駅前の再開発事業に伴う、駅前にお住まいの地権者から希望があれば優先的にあそこを提供するというような話も聞いていたものですから、私はそうなるのかなというふうに思っていたのです。ですから、そしてさっき取り壊しについても補助金がどうのこうのという話がありましたが、補助金についてはどうしても壊さなければならない、壊すことが適当であるというような物件については補助金の対象にもなるでしょうが……

(違う、違う。起債。補助じゃなくて起債の声あり)

(阿部) 起債、起債。そういう対象にもなるでしょうが、壊さなくても生きてまだ使えるというようなものについてはそういう対象にはならないだろうというふうに私は理解しているのです。ですから、ふとこの項目を見たときにかつての藤間部長の答弁を思い出したものですから、とりあえず伺ってみました。

次。

(ムクドリですかの声あり)

(阿部) まだ。ムクドリは取っておきだから。43ページ、中段よりやや下に地域スポーツ施設整備助成金1,600万円というのがございます。この使い道というのは、具体的にどういうふうに使われるのか。私は、これは今後も含めて、要するにスポーツ施設の整備であるということであるならば、これはずっと積み立てておくこともできるのかなと、これから新たにできるであろう施設にも充当できるのかなというふうに考えたのですけれども、この使い道について伺います。

(都市計画課長) スポーツ施設整備助成金でございますが、これは具体的に言いますと平成26年度におきましては上谷総合公園のテニスコートの照明施設として補助をいただいた形で行いました。ちなみに、平成27年度におきましては、サッカー場のほうの照明施設を行う形で当て込む予定で申し込み等しております。

以上でございます。

(阿部) わかりました。

それから、79ページ、交通指導員育成指導事業、これについてなのですが、これは鴻巣市役所の職員で交通指導員をやっておられる方というのはいらっしゃるのかどうか。というのは、吹上時代はいらっしゃるのですよね、たしか。交通指導員をやっていらっしゃる方が。ですから、今鴻巣市の職員の中には交通指導員をやっていらっしゃる方がいるのかどうか、その辺についてお尋ねします。

(道路課副参事) 市の職員でやっている……12人か。44人中12人おりま

す。

(阿部) その職員の方々は、恐らく無報酬でやられていらっしゃるというふうに私は思っているのですが、その辺についてはどうなのでしょう。

(道路課副参事) 民間の方と同様に、月額報酬を支払っております。

(阿部) そうした場合は兼職ということにはならないのかどうか伺っておきたいと思います。

(道路課副参事) 市長が認めればいいというふうにありますので、一応兼職にはならないというふうに考えております。

(阿部) なるほど。そうですか。わかりました。

では、89ページ、さっきコミュニティーバスはバスだと言っていたのだけれども、ちょっと1点だけお伺いしたいと思います。このコミュニティーバス運営事業については、たしか行田市と鴻巣市で何やら協定を結ぶとかなんとかで相互乗り入れの話がかつてあった。鴻巣市内にお住まいの方の行く先といいますか、目的地の非常に多いのが行田の総合病院、壮幸会行田病院かな、あそこへ行きたがる人が非常に多いということと、行田市から吹上駅を目指していらっしゃる方が多いという話の中で、相互乗り入れについての協議が始まったという話をかつて聞きました。それについての今の状況はどうなのか。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時04分)



(開議 午前11時05分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(道路課副参事) そんなお話も聞いたことはありますが、1点目は鴻巣の市民の方が北里、北本の、そっちへ回してくれないとか、今委員さんご指摘の行田総合のほうも使うからというお話ありましたが、お話だけで、協議が始まったというのは、私は始まったというのはお聞きしておりません。ただ、一昨年ですか、行田市が、吹上駅に民間が乗り入れているのですけれども、赤字続きで廃止するというようなことが行田市

さんにお話があって、それでは行田市さんも困るということで、補助、それを鴻巣も一緒にやってくれないかというお話はありましたけれども、主に吹上地域にお住まいの方はそのバスは余りご利用していないということでお断りした経緯はありますけれども、今阿部委員さんのおっしゃったのはお話だけは伺いましたけれども、協議に入ったというのは記憶にございません。

(阿部) わかりました。では、それならそれで結構です。もしも前の担当がわかる範囲でその辺のところ、たしか私は聞いた覚えがあるので、ぜひ後で確認しておいてもらいたい。いや、それは質問ではないから。確認しておいてもらえばいい。

(道路課副参事) それでは、委員さんご指摘のとおり、確認して、後にご報告したいと思います。

(阿部) はい、それでよろしい。
次だ。さっき永沼氏がやったの何だっけ。残土のことについて。何ページだったっけな。道路関係なのだ。

(219あたりじゃないですか、残土はの声あり)

(阿部) 折ってあったのだけれどもな。

(委員長) 219の下のほうですかね。

(219の声あり)

(阿部) 219だった。219。折ってあるぜ、これ。ちゃんと。

(下のほうですの声あり)

(阿部) うん。219ページ。その残土の搬入先は何か幸手のほうに持っていくというような話を伺いました。そして、その後にいわゆる大間近隣公園の高規格堤防の土が今現在足りないという話も伺った。何で行政というのはそうやって臨機応変に、足りないところへ余ったものを持っていくのは何ら支障を来さないと思うのだけれども、なぜそういうことができないのか。それこそ何の汚染土でもなければできるとは思えないのかな。そういうことをやっていくことが一番行政の市民に求められるメリットにつながるのではないのかなというふうに思っているのですけれど

ども、その辺についてはどうなのだろう。

（建設部副部長兼道路課長）先ほど永沼委員さんが質問されたときに若干舌足らずの部分もございました。基本的には、大部分はこちらの先ほど言いましたUCRというところで、これはUCRというのは株式会社建設資源広域利用センターというところが仲介しまして、そちらの幸手の土地区画整理事業のほうへ搬出したということをお願いしましたが、大間のスーパー堤防のほうへ一部搬出したということで、必要分だけ搬出したということでございます。ちょっと舌足らずの部分がございました。申しわけございません。

（阿部）だから、一部と言わず全部持っていけばそれにこしたことはない。そして、業者を通さず直接持っていけるような状況というのはつくれないのかどうか。そうすればかなりのいわゆる経費の削減になるのかなとは思っています。その辺についてはどうだろう。

（建設部副部長兼道路課長）これにつきましては、スーパー堤防のほうも必要数量ということで搬出させていただきました。なるべく公共残土については貴重な資源ということで、有効活用するために先ほどのUCR、これにつきましては首都圏の自治体あるいは民間が出資して土をうまく流用できるように間に入ってくれまして、その紹介先あるいはその搬出するに当たっての、年度、年度で公共事業の進捗もございますので、市内への搬出もございますけれども、なるべく残土置き場の状況によってはUCR等の活用も行っております。

以上でございます。

（建設部長）ただいまの大間の近隣公園の予定地の残土の件ですが、これにつきましては今後計画的に残土をそこへ持っていくような形で、市内にも道路工事以外にも下水道だとか水道とか工事、あと区画整理もあって残土をみんな処分できないで困っているような状況の中で、ストック分があるのです。これを下水道課のほうで主体となりまして、年次計画でどこの課がいつ入れるとか、そういう部分で計画を立てて今入れているところがございます。道路課分につきましては、平成26年度も入れておりますが、その指定された分でほかの課もまた持っていつています

ので、そういう計画的に今残土を入れている段階でございます。なので、残土については、市内で発生したものを有効活用している状況でございます。

（阿部）わかりました。

次に、219ページに戻ってしまうのだけれども、戻ってはいないか、同じ219ページだな、の上段の道路改修事業。この道路改修事業について、今私の地元でもって私のほうに要望が来ているのですが、結局これは下忍地内の話なのだけれども、通学路であり、その道にいわゆる雨が降ると水たまりができてしまうというような道路がございます。そこにU字溝を敷設してくれないかというような要望が来ました。しかしながら、一部4メートルを欠く部分があります。幅員が。ですから、その幅員が4メートルを欠く場合は、私個人的に申し上げたのですが、これは難しいですよというふうに申し上げました。それは、もう道路課長のほうから伺っておりましたので。であるならば、その地権者が道路分として提供してくれれば、4メートルを確保する分だけ提供してくれれば、それは可能かもしれませんよという話もいたしました。したところが、今度はその地権者が集まって今現在協議していると。では、私のところでこれだけセットバックしますということでもって4メートルが確保できたとすれば、道路課としてそれはU字溝の敷設に、それはいつできるか、これは時期的な問題はさておいて、可能というふうに判断していいのかどうか伺います。

（建設部副部長兼道路課長）鴻巣市内の市民の皆さんからあちらこちら相当数の道路改良等の要望はございます。そういった中で、やはり現在は鴻巣市の鴻巣市道路等整備箇所評価検討要綱というのがございまして、その要綱にのっとりた形でいろんな優先順位、地元の理解度、必要性、整備後の費用対効果、いろんな角度から検証した上で、優先順位をつけて毎年度次の年の予算編成時期に合わせて実施して予算要求をしているというようなことですので、いろんな条件の中で優先順位をつけていますので、現時点でそれを設置しますと、できますということは現時点では申し上げられないというのが実情でございます。

(阿部) 優先順位とかというものを伺っているのではなくて、4メートルが確保できれば要するに順位はいずれでもそういう工事を行うことは可能かどうかを伺っている。

(建設部副部長兼道路課長) これにつきましては、もう最低、いわゆる建築基準法では4メートル以上の道路が法律にのっとった建築基準法の道路ですよということでございますので、それは一つの材料になるのかなというふうに私理解しております。

(阿部) では、地権者が協力してくれて、道路として土地を提供してくれると、そして4メートルが確保できたということになれば当然可能性は十分あるというふうに私は理解しますが、それでよろしいですか。

(建設部副部長兼道路課長) やはり現時点では評価検討会の中でそういった条件、4メートルあります、地元も土地を提供します、それは一つの大きな前進だと思います。そういった中でもいろんな角度から検証させていただくということで、現時点ではその辺は私どもでははっきり申し上げられないというのが実情です。

(阿部) 私が個人的に思うに、道路を無償で提供してくれるということになれば、これは鴻巣市の財産もおのずとふえるわけですよ。ですから、そういったことを加味したときには当然優先順位も上がってくるのかなというふうに私は捉えているのですが。財産がふえることだけは間違いないですよ。ですから、優先順位も当然上がってくるのかなというふうに私は思っているのですけれども、それでよろしいですか。

(建設部副部長兼道路課長) それにつきましては、ちょっと繰り返しになりますけれども、評価検討会の中で検証させていただくということと、確かに地権者の方が貴重な先祖伝来の土地を提供してもらうというのは非常にこれはまたありがたい、良好な道路環境を構築していく上では非常にありがたいというふうに私は思っております。

以上です。

(建設部長) ちょっと確認なのですが、阿部委員さんの言われているのは市道の部分があって、その部分の足らない部分の寄附ということでよろしいのでしょうか。

(阿部) もちろんそう。市道が。

(建設部長) もともとの市道があるわけですね。

(阿部) あります。ですから、それが若干4メートルを割っている部分があるので、地権者が話し合いで協力して市にそれを提供して、それで4メートルにして、通学路でもあるがゆえに水たまりだの何だのがあつては危険だということも含めて、そこにU字溝を敷設してくれないかという話があったと。ですから、先ほども申し上げたとおり、ただ市に寄附するわけですから、これは市としても貴重な市の財産になるということによって、ただもらったのだから、当然優先順位も上がってくるのかなというふうに私は思うのですけれども、それでよろしいですかということ。

(建設部長) わかりました。

それで、まず道路の用地の寄附の受け入れ要綱ってございまして、そちらのほうの受け入れ条件というのもあるのです。委員さん言われる、そうならば非常にいいのですが、その要件で現状を見て受け入れ条件を満たして、受けて、市道という形になって4メートルになれば、要望いただければ側溝の敷設は可能となります。

(阿部) わかりました。では、これ以上聞いてぼろが出てしまつてはしようがないから、聞かない。

次に、ムクドリはさておいて、221ページ、市道A-1004号線整備事業。これは渋井橋の関連だと思うのだけれども、この渋井橋関連は、渋井橋は当然完成したと。トータルで、繰越明許も上がっていますが、この1004号線については今まで、今後も、繰越明許が1億8,000ありますけれども、では今まで1004号線については幾らかかったのか。合計で。昨年度のごとは決算で出ています。それ以前がありますからね。お願いします。

(建設部副部長兼道路課長) これにつきましては、平成21年度から事業化いたしまして、26年3月供用開始までの間、大分年数はかかりましたけれども、この中で400メートル、渋井橋を含め1004号線整備事業を行いまして、総額で約8億円。正確に言いますと、7億9,496万7,916円でご

ございます。約8億円かかっているということでございます。

以上でございます。

(阿部) この繰越明許が1億8,600万あります。これが当然後にかかってくる費用だというふうに理解しているのですけれども。そうすると、約10億ぐらいになるのかな。これで終わりですよ、たしか。

(建設部副部長兼道路課長) この市道A-1004号線につきましては、渋井橋を中心に前後400メートル整備したところなのでございますが、これにつきましては26年度で全て1期分としては終わっております。その後引き続いてUDトラックス、熊谷通運のところ周辺を、まだ未整備のところ約320メートルございます。この間を現在用地買収等行っております。スーパービバホームから入ってきまして、大幹線排水路というのがあるのです。ここからおおむね320メートル間が。

(阿部) そうか。あのたくさんうちが建っているところだ。

(建設部副部長兼道路課長) はい。

(阿部) わかりました。

それと、13公園どこ行ってしまったかな。

(13公園の声あり)

(阿部) うん。さっき折っておいたのだけれどもな。13公園どこ行った。

(231の声あり)

(阿部) 231か。231。

(石田堤公園の声あり)

(阿部) 231、13公園。13公園のうち、私の住まいに隣接するところの石田堤史跡公園、これ非常にきれいに整備されていて、私も誇らしく思っております。そんな中で、その作業についての話を前にしたと思うのですけれども、市民が憩う土曜日、日曜日、この日には除草作業であるとか何だとかということはないでくれというふうに申し上げました。結局せっかく石田堤史跡公園へ来てくれた市民の方がほうき持たれたのと同じような感じになってしまって、あそこで掃除が始まってしまうと、掃除というか、草刈りがばあばあ、ばあばあ始まるとほこりがすごくて、とてもいたたまれない。だから、やめてくれという話をしたら、最近は

やらなくなった。非常にいいことだと。しかし、ほかの12公園についてはどうなっているのかなということが改めて心配になってきました。ほかの12公園に土日になると恐らく市民の方が憩いを求めて集まられるという中で、除草作業だのあるいはその他の作業をされていたのでは、これは好ましくないというふうに私は思ったのですが、実際はどうなのか。その辺についてお聞かせいただきたいと思います。石田堤史跡公園は、現在はありませぬけれどもね、土日は。どうなのでしょう。

（都市計画課長）委員ご指摘のとおり、土日につきましてはほかの公園も基本原則平日の作業を指導しております。

以上です。

（阿部）それいつからですか。

（都市計画課長）いつからなったかちょっと済みません、記憶ないのですが、とりあえず13公園についても作業については平日の時間帯でやるようにという話でなっていて、ただやはり急に草が繁茂してしまったとかいう形においては、うちのほうに話があった上で休みの日にやるケースもあったと聞いています。

（阿部）事実私のところの石田堤史跡公園は土日にやっていたから申し上げた。そしたらやらなくなった。非常にありがたい。しかしながら、今おっしゃった急遽草が伸びたので、やらなければならない、そんなことあり得ない。大体土日の2日間でもってそんなにどうにもならないほど2日ぐらいでは伸びやしない。月曜日にすればいい。そういうふうに私は思うのですけれども、今後も土日はやらないようにということで徹底していただきたいというふうに思います。

では最後に……

（最後の声あり）

（阿部）最後だよ。最後にしておくよ、もう。お昼になってしまうから。

（頼みますよ。最後に決めてくださいよ。

みんな待っているんですから、執行部の声あり）

（阿部）では、きのうも話終わってから出ただけけれども、ムクドリ。

ムクドリは、この対策について市全体でもって……

(鳥害対策事業の声あり)

(阿部) うん、鳥害対策。多岐にわたっているのだよ、これ。ページ数も。全体で幾らかかっているのか。その辺についてお尋ねします。

(建設部副部長兼道路課長) 道路課のほうになりますけれども、この総額が80万7,732円ということで、これにつきましては樹木の剪定、それが49万9,500円、それと忌避剤ということで鳥がちょっと嫌がる、そういったものの設置が30万8,232円ということの合計が道路課の昨年度対応した状況でございます。

以上です。

(都市計画課長) 都市計画課といたしましては、トータル金額181万218円が鳥害対策の剪定と、低木も含めた形の剪定も入りますが、という金額になっております。鴻巣駅の東口のみ薬剤の取りつけを行っております。以上でございます。

(阿部) 私、本当にこれは理不尽な話で、本来許されることではないのではないかなといつも思っているのですけれども、行政が結局人に迷惑をかけることを、他の人間に迷惑が及ぶことを承知の上で伐採するわけだ、樹木を。そうすると、その鳥はほかへ飛んで行って、民間なら民間に迷惑かけるわけなのです。結局、話はちょっとずれてしまうかもしれないけれども、暴力団追放でもって暴力団事務所を出ていけと言って民間で、市と住民が協力して追い出したと。追い出したら、行った先で今度はまたその行った先が迷惑をこうむる。このムクドリも全く同じで、行った先に迷惑をかけることを承知の上で行政はそのムクドリの対策を講じているわけなので、この行った先にまでやっぱり何とか手を尽くすことって考えてもらえないのかなと思うのです。というのは、今現在ドン・キホーテのところの電柱にばあっといっぱいいるのです。

(鴻巣駅のすぐ下の声あり)

(阿部) いや、ドン・キホーテのところにもいるのだよ、実際に。

(スポーツクラブベアのところでしょうの声あり)

(阿部) ドン・キホーテのところ。にいます。そうなってくると、間違

いなくそういう認識、まず最初にそういう迷惑をかけることを認識しているのかどうか、それについてお尋ねしておきます。

（委員長）部長ですか。

（阿部）部長だろう。

（都市整備部長）まずもって、ただいまのご質問でございますけれども、当然駅前広場ですとか、あるいは公園緑地等の市の管轄しているところに来ているムクドリ対策を行えば、当然のことながらそのムクドリがよそのところに行くということで、具体的に今まで来ていたムクドリがどこに行くかという特定は当然できておりませんが、いずれにしても民地なりあるいはほかの公共エリアと言ったらいいのですか、そういったところに飛んでいっているというのは当然承知をしているところでございます。

（阿部）だから、飛んでいった先で迷惑をこうむっている人がいるということを知っているかどうか聞いているのだよ。

（都市整備部長）大変失礼しました。当然のことながら、ムクドリですから、同様に鳴き声による騒音ですとか、あるいはふんによるふん害と言ったらいいのですか、そういったもの等、あるいはふんによる美観、景観的なもの、そういったものも含めて非常に行った先でも同じような状況になっているものと認識をしているところでございます。

（阿部）だから、少数、要するに駅前であるとかというところには多数の人間が集まると。そっちを優先して、少数だから仕方ないと。ほかへ飛んで行って迷惑かけている人は極めて少数だというふうな判断で、それをよしとしているのかどうか。恐らくそういう判断なのだろうと思う。しかしながら、ムクドリに来られたほうは本当に困っていることをしっかり認識してもらって。ですから、恐らくムクドリ対策についてのその補助金というか、そういったものも今後は検討しなければいけないのではないかなと思うのです。行った先でもって、かつて区画整理の中井さんのほうから話がありました。薬物の話をいただきまして、ああいったものをやはり支給するとか、あるいはお金で出すとかということを考えてもらわないと、本来行政が人に迷惑がかかることを承知の上でやって

しまうというのは、これは余り好ましくないのではないかなというふうに私思うのですけれども、どうだろう、そういったことは今後考えるのかどうか。そして、間違いなく北鴻巣駅にいたムクドリがドンキのところにいるのだよ。だって、北鴻巣駅で見たやつがいるのだ。誰が見たってそっくりだよ。間違いない。あそこにいたやつがいるのだよ。いるのだから。だから、そういったことも今後考えてもらえるかどうか。民間から苦情が来ているのだ。見分けがつくか。そっくりなのだから。

（都市整備部長）民間に対する何らかのそういった支援策ができるかどうかというご質問かと思えますけれども、このムクドリの関係は当然本市だけではなくて全国的な問題でございまして、他の自治体もさまざまな対策、対策といってもただ現状においてはやはり木の枝の剪定ですとか、そういったものが中心になっているというふうに聞いております。昨年度から鴻巣市においても一部試験的に忌避剤なんかを使って、薬剤を木のほうに設置してやっているという状況ではございますけれども、ご質問の、では民間の方々からそういった要請があったときに対応ができるかということなのですけれども、原因が当然市のほうの鳥害対策によってその要望を、そういった支援を個人がした場合に、それが原因になっているという特定もまた一方ではできないわけですし、非常にムクドリというのは、当然結構樹木が茂っているところに行くものだと認識しておりますけれども、かなり広範囲になるわけで、それを全て行政が対応できるかというとなかなか難しいところがあるというふうに認識しております。なおかつ、全国的な問題だと申し上げましたけれども、他の自治体の対応も今言ったような支援とかやっているという話はちょっと聞いてもおりません。今後そういった例えば他の自治体等でそんなような対策をしているという、仮にそんなものがあれば参考にはさせていただきたいとは思いますが、現状においてはちょっと困難であるというふうに考えております。

（阿部）だから、最後に聞きたいのだけれども、民間に、要するに民間というか、では北鴻巣の駅前にはムクドリはいなくなると、しめしめと、だけれどもそれが行った先で市民の誰かが理不尽な思いをしている

のだということをしつかりと認識しているのかどうかだけ伺っておきます。本来そういうことは行政がやってはいけないことだ。人に迷惑かかることを。

（都市整備部長）ただいまのご質問でございますけれども、繰り返しになりますけれども、市のほうでそういった鳥害対策をやればそのムクドリはどこかに当然飛んでいくわけで、それが民地という、個人のお宅ということも想定できるわけで、そうした場合は当然そのお宅も同様の迷惑を受けているというふうに認識しております。ただ、この鳥害対策も、以前もちょっと申し上げたかと思うのですけれども、特に駅前ですとか公園ですとか、非常に公共性の強い多くの市民が利用するところですから、そういったところにおいてやはりこういった対策をすることはもう、当然快適な公共施設エリアを確保するというのは行政としての、当然管理者としての使命だというふうに考えておりますので、今後も同様な形で鳥害対策というのは続けなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

（阿部）今後は、少しずつそういったこともしっかりと認識して、いわゆる先ほど申し上げた何らかを鳥害対策についての提供というか、民間に対してもそういったことを話のテーブルの上ののせてほしいというふうに私は思っております。余りにも無責任な答弁の繰り返しではどうも納得いかない。私が言っている意味は皆さんわかると思うのだけれども、行政というものが本当に自分ところがよくなったらそれでいいと、ほかへ行ったらほかへ行ったで、それは野となれ山となれ、そういう考え方に立って事を起こされていたら、とてもではないけれども、これはかなったものではない。迷惑をかけないのが、人の役に立つのが役人であり行政なのだから、その辺についてしっかりとご認識いただければというふうに思って質問を終わります。

（細川）済みません。89ページ、上から6行目です。コミュニティーバスということで、きのうのご説明で経費が1億5,779万ふにゃふにゃと。バス会社のほうが朝日とロイヤル観光ですか、2社で、収入が5,015万と

ということで、その差額を補助金で各業者に渡すというような形でお伺い
をしているのですけれども、こういった形で過去、わかる範囲でいいの
ですが、どの程度の補助金を毎年各バス会社に引き渡しをされているの
でしょうか。

（道路課副参事）平成26年の4月1日からバスを2台ふやしまして、コ
ースも変えました。そういう関係で1億を出たかと思えますけれども、
平成25年度が補助金が朝日が6,195万2,332円、ロイヤルが1,654万
7,619円、合計で7,849万9,951円です。ですから、25年と6年には差が増
額というか、ふえていますけれども、バス2台ふやしたことによっても
ちろん軽油代とか人件費もふえていますので、その辺は26年は増額した
かなと。これから24年度を申し上げます。24年度が朝日が6,134万
8,723円、ロイヤルが1,661万7,283円、合計で7,796万6,006円になります。
ですから、24年と25年はそんな差はないのですけれども、バスをふやし
たこと、コースふやしたことによって26年度は1億出てしまったという
ことをございます。ですから、27年度の決算と比較していただければわ
かるかなと思うのですけれども、ただ単純に25年と26年の比較されま
すと、そのようなことがありましたので、増額になっているような感じ
がありますけれども、できれば27年度出た時点で26年と比較していただ
ければありがたいのだと思います。

以上です。

（細川）25年、24年の収入が幾らだったのかお聞かせください。

（道路課副参事）25年が、朝日が4,344万3,668円、ロイヤルが878万
3,381円です。平成24年が、朝日が4,377万1,277円、ロイヤルが839万
6,667円。これも26年と比べますと、25年まではロイヤルは笠原と常光コ
ースだけをやっておりました。ところが、26年の見直しのときにプロポ
ーザルやりまして、馬室と田間宮コースが朝日自動車からロイヤルに移
っておりますので、その辺のことも考慮していただかないと、ただ単純
に金額だけをロイヤルと朝日を26年と25年比較されますと、ちょっと収
入、支出が違うのではないかと誤解されますので、ちょっとそのことだ
けは考慮していただければと思います。

以上です。

(細川) あと、25年までの運用でバスが何台、26年以降は追加で2台ということですよ。

(道路課副参事) はい。

(細川) そのもとの数というのは何台だったのでしょうか。

(道路課副参事) 25年までが9台、25年に2台購入しまして、26年の4月からそれを運用して、11台で運用しております。

(細川) 何が言いたいかというのと、赤字部分を当然補助金で出すということに対して、このバスの運用というのは公共性のあるもの、非常に強いもので、交通弱者に対しての行政からのサービスと考えれば、当然赤字路線もやるべきだということも理解はしています。ただ、そういったところと、あとはある程度利便性のいい、乗降客の多い路線も当然あって、そういった中でそれでもやはり補填は必要だろうということも理解はしております。ただ、それがどういった取り決めでこの補助金補填をしているのかという部分に関して、各業者との取り決めとかがあればお聞かせください。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時53分)

◇

(開議 午前11時54分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時54分)

◇

(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(道路課副参事) コミュニティーバスの補助金の交付については、運行会社と鴻巣市コミュニティーバス運行に関する協定書を締結しております。その中の第7条において不足分は補助するのだよということがうたっております。それと、鴻巣市コミュニティーバス運行経費補助金交付

要綱がありまして、その中の第8条でも不足した分は協定書に基づいて交付をするのだよというふうにここでうたっております。

以上です。

(細川) そうしますと、今のご回答であれば、不足した金額に関しては全て市のほうから補填するというふうに認識してよろしいですか。

(道路課副参事) はい、そのとおりです。

(細川) 先ほどもお話ししましたが、やはり交通弱者だとか行政の市民サービスの部分としてやるべきことというのは、当然赤字であってもこれは必要不可欠なものだと認識をします。ただ、全額補填となった場合に、企業努力がなされないのではないかと、またそうしたところで無駄な経費の使い道だとかというような形につながらないのかなと一般的に考えるのですが、いかがお考えでしょうか。

(道路課副参事) 補助金の交付に関しては、年度当初に1年間でこれだけ運行経費がかかりますよ、燃料費とか人件費とかもろもろのを先出してもらいまして、あと運賃収入差し引いて幾ら足りませんよというのを年度当初に出してもらって、それを精査しておりますので、無駄な経費というか、その辺はないと考えております。それと、よく苦情等が参るのですけれども、バスの乗客の方から、それも解消するために朝日自動車についてはドライブレコーダーを自費で購入しまして、サービスの一環としてお客様とのやりとりでトラブルがないようにとか、その辺は努力しているのかなとは考えております。

以上です。

(細川) そうすると、この2社のバス会社に関しましては企業努力として毎年やはり何らかしかの努力が見られるというふうに当局の皆さんはお考えだと思ってよろしいでしょうか。

(道路課副参事) ロイヤル交通につきましては、年度当初出した見積もり、運行計画の金額と最後に出す補助金の申請額が一致しております。ということは、かなりの努力があるのかなとは思いますが。ただ、朝日バスについては、26年度においては、ちょっとバスが古いもので、エンジンがまるっきりかからなくなってしまうものとか出てしまいまして、

それと吹上庁舎、プレハブがあったのですけれども、そこを休憩所に使わせていただいたのですけれども、今ちょっと取り壊してしまって、そこが使えないもので、ことしの3月までに休憩所を新しく設けたわけなのです。そういうのが年度当初とは別な経費として出てきまして、3月補正いただいてお支払いしたのですけれども、その辺でかなりの努力はしているのかなとはこちらは考えております。

(細川) 今回不足分に関して補助金という形で交付をされていますけれども、この中に当然企業の利益として計上されているものというのはいかがでしょうか。

(道路課副参事) 会社ですので、企業というか、利益を上げないといけないので、一般管理費で適正利潤とか経費、適正利潤として計上してございます。それは2社ともございます。

以上です。

(細川) どの程度の金額なのか具体的にご回答はいただけますか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時06分)

◇

(開議 午後1時09分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(道路課副参事) 現時点ですと人件費とか利潤というのがちょっと一緒に含まれておるので、後に精査してご報告でよろしいでしょうか。

(細川) はい、そちらでお願いします。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第75号 平成26年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第77号 平成26年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(細川) 2点お伺いします。

まず、歳入のほうで未済の47万9,025円ですけれども、これ収入済みの費用からしたときに大体1.4、5%程度の未済額ということなのですが、この額については多いのか少ないのか、大体どこもこれぐらいはあるのだよねというふうなところなのかなというのもあるのですが、そこに関してお聞かせをください。

それから、この金額に関して、今後欠損になるおそれのあるようなものというのがどれぐらいあるのかということで、この2点お願いします。

(下水道課長) 収入未済につきましては、例年同じような数字でございます。

それと、不納欠損につきましては前年度より若干少のうなっております。

以上です。

(細川) 済みません、この収入未済額の47万9,000円というのが全体から

比べたとき、収入済みの額から見たときにこんなものなのかなと思うのか、もしくは多いか少ないかというところはいかがなのでしょう。

（下水道課長）私も下水道2年目でございますので、前年とさほど変わっていないと先ほど申し上げました。実際に多いとは思ってはいません。

（細川）はい、わかりました。

以上です。

（永沼）5年たって不納欠損というのが6件あるということで、この不納欠損に至るまでどのような取り立てというか、努力をなさってきたのかというのをお聞きしたいのですが。

（下水道課長）こちらにつきましては、調定件数が6件でございます。実際の方については2名の方でございます。1名の方については、こちらは事業者さんでございまして、既に倒産をされた事業者さんでございまして。それから、1名の方につきましては個人の方でございまして、再三にわたり催告等を行ってまいりましたが、今回平成21年度分についての不納欠損ということでございます。催告等については、電話あるいは戸別訪問と行っております。そういった中で今回欠損というふうに至ったこととございます。

（永沼）このくらいで抑えておきますが、それで延滞金とか、あとこの方で差し押さえとかやったことってあるのですか。

（下水道課長）こちらにつきましては、延滞、それから差し押さえ等は行っておりません。

（永沼）わかりました。

以上です。

（秋谷）決算書でいうところの360、361で、貸付金元金収入で予算だと50万組んであるわけですけれども、結局26年度入っていないのですが、これは目算違いかな。それとも、何か事情があったのかしら。

（下水道課長）こちらにつきましては、農業集落排水事業について、接続する際に工事費の一部として銀行さんから融資を受けるといった場合にこちらの貸し付けたものが入ってくると。それが今回なかったことに

よるものです。

（秋谷）次が368と369ページで、委託料が当初予算よりも146万3千何がし不用額が出ているのだけれども、結構大きい金額だったけれども、努力があったのかな。それとも、何か契約内容が変わったのかしら。

（下水道課長）こちらにつきましては、1点は農業集落排水台帳の作成業務委託費の入札差金が1点。それと、清掃業務が前年度より少なかったと……

（秋谷）それぞれお幾らかな。

（下水道課長）台帳作成業務のほうで、設計額が約480万、それに対して請負額が410万ということです。残りは清掃業務が、緊急のための清掃業務が少なかったということです。

（秋谷）補正予算のほうで修繕が結構出たわけなのだけれども、例えば処理施設の保守点検でいったら700万からの予算をかけて、スクリーンとかそういった施設整備のほうでも170万からかけているわけですね。これだけの委託費をかけているにもかかわらず、やはりああいった補正というのは出ざるを得ないのかな。

（下水道課長）昨日の補正につきましては、当初予算、修繕料が当初予算において額的には26年度とは大幅に縮小された形で当初予算計上しました。その関係で補正を上げさせてもらったところです。例年でいきますと、この修繕料につきましては、前年度で900万ぐらい執行しております。

以上です。

（秋谷）あとは、きのうの質疑の中で笠原第一のほうは平成24年度にある程度大規模に直したわけだけれども、ほかの郷地安養寺と笠原第二、それと上会下の施設がまず何年ぐらい経過して、今後の全体的な修繕の計画などは今後計画されているのかどうか。各施設の経過年数などもあわせてお願いします。

（下水道課長）施設ごとに申し上げます。笠原地区は、平成2年に供用開始を行っております。笠原第二地区が平成7年、郷地安養寺地区が平成15年、上会下地区も同じく平成15年となっております。このうち笠原

地区につきましては供用開始後約二十四、五年ですか、たっておりまして、施設の老朽化等ありましたので、既に改修工事を行っております。それから、笠原第二地区におきましては平成26年度に調査を行っております。それに基づきまして、ことしから機能診断の調査業務を行っていく予定です。そして、その後、調査によりますが、改修が必要となれば工事も実施するというふうな予定です。次の郷地安養寺と上会下については、まだ年数がさほどたっていないので、今のところは考えていないという状況です。

（秋谷）そうすると、大体二十二、三年ぐらいが施設のある意味使用のめどというか、そういう理解をするということではないのでしょうか。先ほど笠原の話と笠原第二の話が出て、大体二十二、三年ぐらいのようだから。だから、いずれは郷地安養寺にしても上会下にしても平成37年度前後にはという理解になってしまうのだけれども、そういった理解でよろしいかな。

（下水道課長）委員おっしゃるとおり、ポンプ設備等の耐用年数はおおむね20年ぐらいとなっております。実際にその年数が来たからといって壊れるわけではないのですが、そのぐらいたちますと故障する回数が多くなるというふうな状況になっています。

（秋谷）あとは、最後に1点だけ聞いておきたいのだけれども、これはどこになるのかな、設備管理になるのかな、諸手数料になるのだから、以前何年か前の農業集落排水の質疑のときに本来流れるべきものでないものが結構流れ込んでしまっていたというお話があったのだけれども、近年の状況からそういった点は改善されているのかしら。結局いろいろそういう本来流されるべきもの以外のものが流れれば、それだけその維持管理の部分で影響が出てきてしまうので、現在の状況かな、施設の。

（下水道課長）そういった異物等が流れてきた場合には清掃等をする必要がございます。基本的に従来とそんなには変わっていないのかなという気はいたします。

（秋谷）従来と変わっていないということ、ごみが流れているということ。

（下水道課長）実際に処理施設のところにスクリーンとかあるのですが、

そういったところでごみとかを除去するわけですが、それが少ないということではないので、故意に流しているわけではないとは思うのですけれども……

(秋谷) でも、流れている。

(下水道課長) はい、流れてくることは事実です。

(秋谷) はい、終わり。

(阿部) 369ページ、ここで修繕料というのが912万3,000円あるのですけれども、その下に修繕用材料費、これ小さな金額で4万7,520円。これは、下の修繕用材料費というのは、これは主に誰がどういうことに使うのか、またどういうものなのか、その辺についてお尋ねします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時36分)

◇

(開議 午後1時37分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(下水道課長) こちらは、上会下地内の曝気沈砂槽のブロー安全弁の交換ということです。

(阿部) 要するに浄化槽か何かに送っているみたいなの。

(下水道課長) そうです。その安全弁の機材、材料です。

(阿部) ブローの弁というのだけれども、弁の交換で、弁一つで4万7,520円もするのかなと思うのだけれども、どんなでっかい弁なのだい。

(下水道課長) 申しわけありませんが、こちら私のほうは確認ちょっとしてございませんでした。

(阿部) だから、エアを送るやつみたいなの、よく浄化槽に送る、ありますよね。何ていうのだ、あれは。いつもビーってエア送っているやつ。大きさはあんなものではないでしょう。もっと莫大にでかいのだろう。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時40分)

◇

(開議 午後1時42分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。
ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結いたします。
これより討論を求めます。
初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。
よって、討論を終結いたします。
これより採決いたします。採決は挙手で行います。
議案第77号 平成26年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。
よって、議案第77号は原案のとおり認定されました。
次に、議案第79号 平成26年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) 保留地売却収入でございますが、当初計画7画地を売却予定だったのですが、予定よりかなり少なく売れたということで、売れたというか売却されたということで……

(7画地売ったんですの声あり)

(永沼) 7画地売ったのですね。当初何画地の予定出したのでしたっけ。

ちょっと聞き漏らしてしまったものですから。

(言っていないの声あり)

(永沼) 言っていないのですか。済みません。当初何画地の予定だったのでしょうか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 予算当初につきましては、9画地ということで売り出す予定でございましたが、ただ1画地ちょっと大きい土地がございまして、そちらが1,000平米からの一応1画地ということになっておりますので、そういったものを区画割りしますともうちょっと画地数としては、予算としては9画地で見えていたわけですが、実際はもうちょっとふえることになります。

(永沼) _____残ったということで、今後の対策というか、残らないように売却するために何か方策とか今後考えておりますか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) お答えします。

まず、26年度につきましては公売方式ということで一般の方から希望をとりまして公売方式で分譲したわけですが、今後につきましては、できる限りまとめて、例えば開発業者もしくは不動産業者、そういった転売方法も今後検討しまして、できるだけ売りやすい方法を検討しながら考えていきたいと今考えているところでございます。

(永沼) はい、わかりました。

次に、先ほど工事用材料費ということで415ページ、道路の修繕のために職員が買ってやっているということをお聞きしたのですけれども、特に道路そのものというか、区画整理事業地、そういうものまだ道路が整備されていないのですが、もとの道路がかなりでこぼこというか、穴とかいっぱい出てかなり危険な状態になっているのですけれども、そのような補修というのはどのような対応をとるのか、されているのかなど。この工事用材料費でなさっているのかどうかちょっとお聞きしたいのですが。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) お答えいたします。

まず、区画整理事業前からの既存の市道につきましては、道路課の予算によりまして修繕を行ってございます。区画整理事業によりまして道路をつくった分につきましては、北新宿の事業予算ということで先ほど材料費買ってございますが、そちら購入して、緊急の場合には職員が対応してございます。

（永沼）北新宿のエリアというのがそういった道路の管理と区画整理の管理になっているところが点在するということでもよろしいのでしょうか。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）お答えいたします。

そのような管理ということで現在行っております。

（永沼）わかりました。そうしましたら、そうした区画整理事業の中の道路の管理ということで、点検でパトロールなさっているのか、道路のほうにちょっとお聞きしたいのですけれども。

（建設部副部長兼道路課長）吹上地域におきましては、支所のほうに道路課職員が4人配属されております。基本的にはいろいろな市民からの苦情等、陥没、いろんな修繕関係を行っております。当然にこの北新宿地内においても沿道の住民の皆さん、あるいは北新宿の職員の皆さんからいただいたものは、市道認定されているところはある程度修繕を行っているというのが実情でございます。

（永沼）わかりました。今、私、区画整理事業のほうで全部修繕するかなと思っていたので、そのエリアのところですね、今ちょっとひどい状態になっているところが結構あるので、ちょっと点検して修繕のほうお願いしたいなというふうに思っております。

終わります。

（細川）今回のこの土地区画整理事業なのですが、まず総額ってどの程度の規模になるのかというのを金額ベースでお答えをいただきたいというのと、これ進捗が40%ぐらいでしたっけか、何かどこかでご回答があったような気がしたのですけれども、ここを合っているかどうかちょっとご確認させてください。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) お答えいたします。

北新宿の区画整理事業費の事業総額でございます。105億4,000万ということで予算立てをしております。また、進捗率につきましては、ちょっと古いのですが、27年3月31日現在で44.6%ということで、これは事業費ベースで率を出しておりますので、44.6%ということでなっております。なお、27年度末の予定は、一応48%ぐらいまでは進められるかなということで今事業進めているところでございます。

(細川) 事業規模も金額もすごく大きなものなのですけれども、今年度末で約半分程度終わる見込みだということで今ご回答ありましたけれども、金額的に半分程度、このパーセンテージだということ、それから実際の進捗の部分に関してはその金額に割合的に匹敵するような実績がちゃんと出ているのかどうかというところでまずお伺いします。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) ちょっとその辺を具体的に正確性を求めますと、ちょっと難しいところがあるのですが、例えば、例でございますけれども、仮換地指定の状況ということで、区画整理やる場合には従前地から仮換地というのを決めますので、その指定をまずはすることになります。その指定につきましては、今のところ74.7%、これ62.1ヘクタールに対します74.7%が現在指定をして進めているところでございます。このエリアからしますと大体50%ぐらいの、大体の感じになってしまいましたが、整備は進んでいるのかなというふうに私個人としては見てございます。

(細川) 当然工期も予定に組み込まれているはずなのですが、その工期も大体計画どおり進んでいると仮定してよろしいでしょうか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 現在こちらの施工の終了期間ということで、これあくまで予定でございますが、33年3月を目途に現在事業を進めてございます。しかしながら、国のほうの補助金がかかり現在なかなか執行のほうに難しいというところがありまして、やはり国から補助金がもらえる事業ですので、市としましては国の補助を活用しながら進めるということを考えておりますので、その国

の支出状況によりまして若干終了年度も前後していくのかなという状況で今考えております。

（細川）わかりました。そうしましたら、万が一その補助金の額が減額もしくは当面の間おりにこないことになった場合というのは、これはその時点での事業の見直し等々というのは当然視野に入っていると考えてよろしいですか。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）そちらはやはり国のほうの状況に合わせて進捗するしかございませんので、そのようなことになると思います。

（秋谷）ページでいうと415ページに不動産鑑定手数料で131万40円、これは先ほど当初9画地ですか、この値段を出すために鑑定士さんをお願いをしたのでしょうけれども、私が聞きたいのは、近年多少景気がいいと言われていて、販売する土地価格に上下等があったかどうかというのをちょっと教えてもらいたいのですけれども。値段が上がったか、それとも変わっていないのか。平米単価ね。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）土地価格でございますけれども、まず価格を決めるに当たりまして、基準となる土地がございます。このまずは土地としまして公示地価ということで、そちらがまずは基準になってございます。その地価を基準に北新宿の土地がでは幾らになるのだという今回鑑定をさせていただきまして、場所にもよるのですが、当然JRの行田駅が近いほうでもし鑑定をかけますればかなりの、公示価格よりは上がった金額になると思うのですけれども、今回鑑定をかけました場所がユニクスの、なおかつ東側で、ちょっと駅からですと10分から15分歩いた距離になりますので、それから加味しますと前年度より平米2,000円ぐらい下がっているのかなという感じでございます。

（秋谷）今の景気がどれだけでもつかは、これわからぬですけれども、近々消費税率も10%になれば上物の値段はまだ上がるわけだから、その直前に当然駆け込みがあると思うのだよね。だから、先ほど国の補助金云々という話があったけれども、そういうタイミングを逃してはだめなわ

けです。当然その10%になったらまたちょっと引いてしまうよ。お客さんが引けてしまう。だから、何とかして今のうちに、先ほど一括売却という話もあったけれども、できるだけチャンネルふやして、一括売却すればそれだけ単価落ちてしまうのだから、ただでさえ北新宿は負けていますよね、トータルの整備で考えたら。もう値段的にはぐっと落ちてしまっているのだから。だから、できるだけその負けを消してもらいたい。要はマイナス部分を。そのためにはやっぱりこのタイミングを逃さずに何とかして幾らかでも多く売却をしておいてもらわなければ困るのです。だから、そういった、あと何年でしたっけ、消費税が10%に上がるまで。だから、そういった短期的な計画、33年の3月目途というのが多少ずれ込むという話は今初めて聞いたけれども、春の予算のときに多分そういう話はなかったから、今初めて聞いたけれども、できるだけ今のその10%に上がるまでの対応を考えてもらいたい。要は販売区画をふやすということだよ。販売できる区画数をふやす。だから、一括で最終的に売らざるを得ない状況になったら、それはもうしょうがないのだけれども。だから、そういった取り組みというか、計画がもしあればお伺いをしますけれども、要は区画数をふやすこと、要は整備をどんどん進める、販売できる区画をつくらなければならないのだから、そういうお考えを今お持ちかどうか。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）当然宅地を整備するにはライフラインの整備がまず必要になります。これで約1年間どうしてもかかってしまいます。その前段に例えば物件がいろいろ建て並んでいますと、それを移動、移転させるのに1年間かかってしまいます。実際その2年後に今度は道路整備ということになりますので、実際土地売り出すまでに3年かかるわけでございます。そうしますと、保留地のところだけを先行して整備をするというのがなかなか難しい事業になってございますので、できる限りその保留地を含んだ道路が整備できるような形で事業はすっきり進めていきたいと考えております。また、先ほど33年3月目途、これは撤回したわけではなくて、これ事業進める中で私一個人の意見でございますので、その辺はご了承願いたいと思

ます。

(ちょっと休憩してもらっていいかなの声
あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 0 9 分)



(開議 午後 2 時 1 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き再開いたします。

(秋谷) あと、繰越明許の475万4,616円か、松の移植という話だったけれども、これは1件だけ、でかいアカマツをやるというやつでしたよね、たしか。ちょっと確認。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) はい、そのとおりでございます。

(秋谷) これやっぱりしようがないのかな。1本でしょう。見積もりが出て、何が何でもその松は先祖代々から伝わっているものだとはたしか話を前もしたような気がするけれども、そういうものともう理解するしかないのか。でも、結局この部分もその事業全体の中からお金として出さなければならないわけでしょう。そういった例えばこういう松の移植なるものが当初の見立ての中に入っていたのですか。それとも、入っていないのですか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 当初から入ってございまして、この方、松を結構大事にされている方でして、普通の一般的な松の移植ですと根回しという、根を保護するそのやり方がやっぱり3年ぐらいは本当はかけるのだというふうに本人は言っていました。ただ、補修の中では1年で終わすような補修を見ていたわけですが、それがやはり松が枯れるというのが本人としては非常に残念だということで、今回繰越明許ということで1年間延ばさせていただいて、その所有者の意見を尊重したということで繰り越しをさせていただいたものでございます。

(秋谷) はい、終わり。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第79号 平成26年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第80号 平成26年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) 427ページ、土壤検査委託料なのですが、土壤検査の結果はどのようなふうになっておりますか。

(市街地整備課長) 全ての項目について不検出という形になっております。

(永沼) わかりました。

次に、その上の建設発生土、先ほども出てきましたが、この搬出はどち

らに搬出したのか教えてください。

(市街地整備課長) そちらにつきましても、大間近隣公園の低地のほうに。

(永沼) 全てということによろしいですね。

(市街地整備課長) はい。

(永沼) 私のほうからは以上です。

(細川) 同ページ、今のところのすぐ上、除草委託料199万8,000円とあるのですが、これ毎年のようにこれぐらいの金額除草代としてかかってくるものなのでしょうか。

(市街地整備課長) そうです。通年、ここ数年その金額で推移をしております。工事が完了いたしまして地権者の方に土地をお返しできれば、その面積も徐々に減ってくる予定となっております。

(細川) こちらの工事のほうですけれども、大体今の進捗どの程度か。それと、完了見込み、今の段階である程度計画が見込みとして立っているようであればお伺いします。

(市街地整備課長) こちらのほうの広田中央特定地区につきましては、事業費につきましては31億3,900万円、事業費ベースの進捗率につきましては北新宿と同じく37年3月31日でございますけれども、76.7%という形になっております。先ほどお話もあったのですけれども、仮換地指定につきましてはもう100%実施しております、あと数件のちょっと移転協議をさせていただく方がありますので、それが終わり次第、一応32年度末には事業を完了していきたいと考えております。

(秋谷) 話したいことはさっきと同じ、北新宿と同じなのだけれども、ちょっとおもしろいのは、販促グッズというお話がありましたね。427ページの消耗品費。ちなみに、それはどこで配っています。恐らく川里の運動公園なり川フェスやら、いろいろ役所に置いてみたり、出先に置いたりもしているのでしょうか。

(都市整備部参事) 販売用のポケットティッシュを購入いたしまして、独自に北新宿と広田の保留地案内のビラを仕込んで、市の催し、花まつりも含めてですけれども、そういうものには積極的に参加をして独自で

お客さんにティッシュを配って宣伝をするということと、直近でいいますと、市長のほうから指示受けておりますけれども、地域の企業にも回ってそういう案内も含めてPRを積極的にしていくように指示を受けております。確かにティッシュですと比較的とりがよいもので、その中で例えば広田にしましては決算上5画地が昨年度公売できました。当初予算上は2画地だったのですが、おかげさまをもって3画地余分に売れたということで、多少なりとも少しずつ宣伝をしながら効果が出てきているのではないかなというふうに担当課としては思っておりますし、今後も継続的に、そんなティッシュって高いものではないですから、いろいろな部分に職員が出向いて積極的に声をかけてアピールをするということを当面はやっていくつもりでおります。

(秋谷) もう換地指定まで終わっているようですけれども、ちなみにあと何画地販売を終了までにはやらなければならないのでしょうか。残画地と聞いたほうがいいのか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時25分)



(開議 午後2時26分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市整備部参事) 保留地全体の画地数が当初100画地です。26年度末現在、54画地公売できておりますので、差し引きで46画地が現在残っている画地数でございます。しかしながら、全てを今公売にかけて、また公売で残った部分の随意契約販売ということでありませぬので、現在販売戸数としてお客さんのほうに示しているのが今までの残りの画地数で現在7画地が販売できるような形でご案内を申し上げます。ただ、46画地残っておりますので、今後も先ほどのご指摘のように公売かけられるところはもう積極的に、前面の道路とか整備できて宅地化されるところは販売戸数広げながら収入として事業費に捻出できるように進めていきたいというふうに思っております。

(秋谷) 周辺市、熊谷、行田あるいは加須、そういったところと例えば

提携なりなんなりというのはできないものだろうか。要は北新宿にしても、例えば広田にしても基本的に車通勤できるような地元勤続の方が結構お買い求めになる方が多いような話を前に聞いたことあるのだけれども、どちらでも何かしらそういうのお互い抱えているではないですか。だから、お互いパートナーではないけれども、そうやって協調体制組んでお互いがお互いのイベントの場所に出て行って、お互い販促をやるような手でも考えたほうがいいのではないかな。ある程度もう知ってしまった人は知ってしまったから。皆さんが出張っているようなところの人たちは。それ以外の周辺にも協力、お互いが協力できるような体制組んだほうがいいのかも说不定いよ。そういう考えは持てないかしら。

（都市整備部参事）秋谷委員おっしゃりますように、現在埼玉県で区画整理事業抱えている自治体の中で区画整理の協議会をつくっております。その中で各支部が、中央支部も含めて幾つかの支部に分かれておまして、現在鴻巣は羽生方面も含めてエリアとして位置づけの支部がございます。そのような形でいろいろ協議会の中での意見交換というのはするのですけれども、鴻巣に限らず他の区画整理地区も保留地のやはり公売には苦慮しているところが実際ございます。その中でやはりいろんな部分での意見交換しながら、できれば鴻巣の区画整理地内の必要な人のご案内ですとか、そういう部分の連携というのは現在のところとっていないのが実態なのです。今の委員の意見のように、その辺の横の連携、せっかくの支部がございますので、横の連携をとりながら、お互いにそのエリアの欲しい人がいればご案内しますし、逆にそちらからのエリアの人で鴻巣地区の土地が必要という方がいればぜひとも案内いただきたいということも含めて今後、支部の会議が定期的にありますので、その中で意見交換して進めていきたいというふうに思っております。

（秋谷）終わり。

（阿部）先ほど委員から質問がありました除草委託料、北新宿になくてこっちには、広田には除草委託料があると。北新宿のほうには除草委託料が計上されていない。だよな。

（市街地整備課長）北新宿につきましては、予算計上してありまして、

実施してございます。

（阿部）除草委託料という項目は見つからなかったな。除草委託という名目ではないのか。除草委託という名目で載っていないのだよね、支出が。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）申しわけございません。除草委託でございますけれども、委託料の中の設計委託料ということで当初予算がそちらで組んでありましたので、そちらで除草業務を北新宿のほうも行ってございます。

（阿部）いや、北新宿には草が生えないのかなと思っていたので、たしか前に北新宿の区画整理の職員たちは非常にまめな人が多くて、みずから除草作業をやっておられたというふうに聞いていたのです。ですから、非常に褒めてやりたいなというふうに思った部分もあって、一方、広田のほうは除草委託料約200万近くお支払いしていると。その違いはどこにあるのかねというふうに漠然とした質問だ。誰が答えるの。

（市街地整備課長）両地区とも委託業務しておりますけれども、それに合わせて同時進行で急遽対応しなければならないところにつきましては各区画整理事業とも職員のほうで対応させていただいております。

（阿部）別に俺は質問するつもりはなかったのだから、終わり。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第80号 平成26年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり認定されました。
暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時33分)



(開議 午後2時50分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第82号 平成26年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(永沼) では、済みません、12ページ、営業外収益がありますけれども、これに伴う27ページ、営業外収益ありますが、この27ページの金額に備考欄の消費税を足してもこの数値に合わない。あと、それに伴って水道事業収益全体のものについても合っていないですが、ちょっとそれがよくわからないのです。ちょっと教えてください。

(水道課長) まず、13ページ……

(永沼) 違います。12ページです。

(水道課長) 12ページ。

(永沼) では、例えば営業外収益の12ページ書いてあるのが2億7,309万9,344円というのが……

(水道課長) 12ページですね。

(永沼) はい。12ページの営業外収益ありますよね。これって消費税込みで書いてありますよね。

(水道課長) はい。

(永沼) それで、27ページの下のほうに営業外収益があつて、これは税を抜いて書いてあるのです。この税を抜いてあるこの数値に先ほどの12ページの備考欄に書いてある消費税書いてあるではないですか。これ足し込んでも書いてある数値にならないのですが、何かほかに……

(暫時休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時17分)

◇

(開議 午後3時25分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(水道課長) 再度確認してご答弁は差し上げますが、この場でご説明しますと、消費税及び地方消費税の中で貸し倒れに係る消費税7万7,214円につきましては、もう既に過去に料金調定を起こした年度に納税をしている額ということで、それについて徴収停止をかけたことによって、その分、本来納める必要がなかった税額の調整と100円以下の消費税額についての切り捨て、その分が益税として残るというその額を合計した金額だと思いますが、下水も含めて確認して、きょう中にご説明はさせていただきます。

(永沼) 水道のほうも水道料金の徴収というのが当然発生しているわけですけれども、それに伴う未納になってしまう、こういう方たちの対応ということと、あとそれに伴う延滞金の発生とか、そういったものの数値というのはどこにあらわしていますか。

(水道課長) まず……済みません。ちょっとお待ちください。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時27分)

◇

(開議 午後3時28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(水道課長) まず、徴収停止につきましては、営業外費用のほうの特別損失の中のその他特別損失の中に貸し倒れの金額が……失礼しました。

今訂正します。営業外費用の雑支出のその他雑支出の中に料金徴収停止の134万2,887円がこの中に含まれて計上されております。

ご質問の未納者に対する徴収方法ということでございますけれども、これにつきましてはまず納付書を送り、次にそれで納付が期限内にされなかった場合については督促状、その後に催告、それと給水停止予告2回ということで、それでも納められなかった方については給水停止を強制執行するというので、水道をとめるという方法でやっております、ですから強制的に水をとめる、執行までやっております。その後について、例えば無断転出者だとか、そういった方については、転出先が把握できるものについては通知とか、支払督促手続きの申立てをすることがありますよという通知、それとあとは金額がある程度手間に見合うようなものについては直接、近隣の市町村であっても、臨宅をして、可能な限り徴収するように努めております。

それと、もう一点のご質問で延滞金でございますが、水道料金については、鴻巣市上水道給水条例に延滞金の規定がございませんので、延滞金はつきません。

以上です。

(永沼) 最後に、業務費の量水器購入費というのが今回金額としてゼロ円になっているのですけれども、量水器の保管があるという意味でよろしいのですか。30ページです。

(水道課長) 一般的な水道メーターについては、購入については、まず貯蔵品、棚卸資産として購入をして、出庫するときに費用化しているということでございますが、ここの業務費の量水器購入費については、例えば隔測メーターといたしまして、集中検針盤を、各戸にメーターついているのですけれども、そこのデータが集中検針盤に表示されて、そこで一括して検針ができるというようなものについては、当該メーカーのメーターでないと、なかなか工事とメーターと相性とかございますので、この場合は貯蔵品に入れなくて、これ制度上認められているのですが、直購入ということで直接購入して、設置をする費用、そういった隔測メーターの棚卸資産に計上しないで、取りつける場合の費用をこちらに計

上してあるわけなのですが、平成26年度は隔測メーターの交換がなかったということで費用が発生しなかったということでございます。

（秋谷）まず、一番最初に聞いておくのが、まず石綿管の布設替え工事の進捗状況を26年度末の状況を教えていただけますか。

（水道課長）それでは、石綿管の平成26年度末の残延長につきましては6,879メートルと。平成27年度末の見込みが約3,000メートル、約3キロ、これはあくまでもマッピングシステムの図面上で拾っておりますので、正確に何メートルまで言うと、これちょっと言い切れない部分がありますので、約3キロというふうに表現しております。

（秋谷）そうすると、おおむね石綿管の布設替えは28年度いっぱいぐらいで完了するというような見込みでよろしいですか。

（水道課長）現在27年度末時点で残存する石綿管につきましては、もちろん施工可能な場所もあるわけですがけれども、一番大きな要因とすると北新宿の区画整理事業関連で、まだ街路築造ができていないために、現在の道路に布設替えしても、要するに道路が変わるということで、手戻りになってしまうような路線については区画整理の進捗に合わせて行う必要があることと、あとは荒川左岸通線の延伸予定部分、こういったところに関連する石綿セメント管についても、今現在で施工しても、また道路ができるときにやりかえなければならないというような、要するにこれについては両方とも都市計画事業に関連するために、すぐにはできないと、そういった路線が一番大きな要因でございまして、ですからこれは来年度できるとか、継続事業としてできるものではないと、他の事業との関係、進捗状況に合わせて行うというような事業がございまして、引き続き最後まで終わらせるというものではございません。

以上です。

（秋谷）そうすると、当面はそういった他事業の関係のないものについてはほぼ完了という見込みでいいのでしょうか。27年末で。

（水道課長）ですから、施工可能なものについてはほぼ完了していると、完了すると、27年度末に完了するということをご了解いただきたいと思います。

(秋谷) あと、恒例で聞かなければならないものがあります。26年度中の県水の状況、29ページの受水費か。これ県水が1立方メートル当たりお幾らで、大体この受水費でいうところで市の給水水量の何%なのか。

(水道課長) まず、県水の受水単価でございますけれども、これは近年単価の変更は行われておりませんが、1立方メートル当たり64.869円でございます。失礼しました。消費税が改定になっていきますので、平成26年度は66.7224です。

それと、総配水量に占める県水の受水量でございますが、67.64%です。

(秋谷) 占める割合の67.64%というの、前に比べたら幾分落ちているのかな。県のほうに相談した、前は7割ぐらいがめどだったような気がするのだけれども、だんだん、だんだん落ちているという認識でいいのかな、いろいろ交渉してもらって。

(水道課長) 県水の総受水量ですが、近年ですと平成24年度に若干の、要するに全体の総配水量が落ち込んでいますので、その落ち込んだ量に対する県水割合を掛けた水量分を減量してくれという交渉しまして、平成24年度に若干の減量、金額でいうと800万円程度と記憶しておりますが、しまして、それ以降は同量で受水しておりますが、どうしても総配水量が毎年減少しますので、そうしますと逆に県水の割合は高くなる傾向にあります。

以上です。

(秋谷) 今県水の受水単価をお伺いしましたけれども、ちなみに市で賄えている部分で言ったら大体どれくらいになるのですか、1立方当たり。

(水道課長) 申しわけございません。それについては試算してございませんので、お答えすることはできません。申しわけございません。

(秋谷) 恐らく市の本来の井戸水のほうが安いだろうとは思っているのですけれども、何となく。仮に高くても県水の割合下げてもらえれば。高かったら意味がないのか。もし市の水が高ければ県水の割合は高くてもいいのだけれども、多分これよりか安いだろうから、ちょっと今度試しに試算をしてみてください。

あと、ちょっと気になったのが受託工事とか、あるいは修繕費とかでや

たらと漏水であるとか水道管の損傷というお話が多かったのだけれども、原因は何なのだい。例えば29ページで言ったら修繕費で7,000万だね。あとは、その前で受託工事の関係では水道管の切り回しとかもあるのだけれども、毎年この程度です。というか、何か多くなった感じがするのだけれども。

(水道課長) まず、修繕費の状況でございますけれども、まず受託修繕につきましては切り回しとか、ほかの事業に絡んで水道管がどうも支障になるということで、相手方の、原因者の費用負担で、水道課で工事をするということでございます。もう一点、本当にメーンの修繕費については配水及び給水費の修繕費、今年度決算額については7,040万5,357円ということでございます。ちなみに、前年度、平成25年度決算額が5,333万5,010円ということで、平成26年度は前年度に比べて1,700万ふえているわけでございますが、この修繕費というのは、これはお客様のほうから、道路から水が出ているよとか、宅地内で水が噴いているよとか、そういったものを緊急的にやらなければならないものの費用なわけなのですけれども、これなかなか予算立てができないもので、その年によってかなり変動する要素が高いわけなのですけれども、特にことしがふえた要因の一つとしては、平成26年度に初めて洗管作業ということで、吹上地域が濁りが頻発する地域だということ、多発する地域だということ、4年計画で水道の管内洗浄の初年度で、ただこれを行うに当たりましては、排水施設だとか仕切り弁、そういった施設をある程度整備しないと取り組めないということで、それらの設置費用をこういった修繕費から計上したというのも一定の要因だと思いますけれども、あとは自然漏水がこの年多かったということしかちょっとお答えできないのですが。以上です。

(秋谷) あと1個だけ、これは教えてもらいたいのです。教えてもらいたいというのは、加入金の扱いがあるではないですか。資本的収入から収益的収入へ移行した、そのちょっとわかりやすく理由と中身を教えてもらいたいのです。これこれこういう事情で、この加入金は収益的収入へ移したのですよというそのわかりやすい説明を。

(水道課長) 会計制度をなかなかわかりやすくご説明するのは難しいのですけれども、本当に単純に申し上げますと、今回の会計制度の会計基準の見直しによりまして、4条で加入金を受けた場合は長期前受け金として負債に計上した上で減価償却分を収益化、例えば管路に使ったとすれば、あれが40年の耐用年数があるわけで、40分の1ずつ、もらった金、加入金、これを戻入していくと、収益化していくと、3条予算の収益ということでありましたので、いずれにしろ収益化されるのであれば、この際初めから収益で収入してしまったほうが経理上もわかりやすいのではないかと、そういった趣旨を含んだ今回の制度改正であろうというふうに理解をしまして、3条予算に計上したわけですが、実質的な金銭の出入りというのは、予算の計上科目が変わったのですけれども、実際の現実的な実態的な収支は変更はないのですけれども、理由としてはそういったように、4条で受けて長期前受け金として負債計上するのでなくて、いずれ収益化するのであれば、最初から3条の収益として計上したほうがいだろうという水道課の判断で、3条予算に計上しました。

(秋谷) おっしゃっていることは大体よくわかったのだけれども、従前からよく共産党の方々が、もともと4条ではなくて3条だろうというようなことを言っていたのだけれども、向こうの方々が言っていた理論と全く同じなの。結果論としては同じになってしまっているけれども。

(水道課長) そういったご意見については、私が言い切れるものではないのですけれども、想定されるものは、3条予算に加入金を計上することになれば、見かけ上の利益がふえると。例えば単年度で4条予算に全て加入金が計上してあった段階で純利益が1億円出ていたとします。これを、逆にそれが3条予算に計上されたとすれば、それが加入金が1億であれば、本来の純利益の1億とその加入金分の1億が3条の経常収支のほうに影響しますので、2億円の純利益が発生するわけで、そうすると見かけ上の経営状況がよくなるということで、料金改定とか、そういった話に、そういった論議になったときに、利益が出ているというふうに見かけ上見えるという。ただ、実質的な入る金是一緒なので、この辺に

ついてはご説明はしておりましたけれども。
以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第82号 平成26年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、これについて原案のとおり可決及び認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第83号 平成26年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

水道課長より説明があります。

(水道課長) 貴重なお時間、申しわけございません。先ほど永沼委員さんのご質問で確認してからご回答ということでございましたので、下水道事業のほうにも関連しますので、この場でご説明をさせていただきます。

私が先ほど仮定でご説明したとおり、まず12ページの決算報告書の営業

外収益の決算額から同備考欄の消費税を控除した額と27ページの収益費用明細書、税抜きの営業外収益の額が7万7,302円相違する理由についてですが、まず1点目としましては徴収停止額、徴収停止、貸し倒れに係る納付済みの消費税額が7万7,302円、それと納税額の100円以下の端数の切り捨て額、益税、こちらが88円の合計金額でございます。

以上です。

(委員長) これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(永沼) 下水道の下水道料金の徴収というのは水道のほうと一緒にやっているということなのですけれども、水道のほうに委託を出しているという形になっているのでしょうか。

(下水道課長) そのとおりでございます。水道課のほうへ業務委託を行っております。

(永沼) その業務委託の委託料というのはどこに記載されているのでしょうか。明細のほうで教えてください。

(下水道課長) 30ページでございます。30ページの上から5行目ですか、委託料2,347万786円でございます。

(永沼) これが全てということ、水道の委託の全てということですね。

(下水道課長) 水道課へ委託している全てです。

(秋谷) 9ページで、事業費に関する事項の中で3,325万7,934円が前年度比で汚水処理費が減少というお話だったのですけれども、これは1立方当たりの処理料が変わったのですか。というのは約10%近く減額しているから、単に処理量は10%は減っていないから、どういったことなのか、ちょっと教えてください。

(下水道課長) こちらにつきましては、荒川左岸下水道事務所に支払いをしております汚水処理費の減によるものでございます。平成25年度は1立方メートル当たり40円だったものが平成26年度から1立方メートル当たり38円、2円減少したためのものでございます。

以上です。

(秋谷) あと、29ページになりますか、1つは下忍、鎌塚の中継ポンプの委託料が計上されているのと、あと後ろのほうで34ページか、下忍の

汚水中継ポンプ場、これ長寿命化で整備委託をかけたのだけれども、まず1つ目は、鎌塚のほうは、まず長寿命化をかかると必要があるのかなのか。

(下水道課長) 下忍ポンプ場につきましては、供用開始が昭和56年でございます。鎌塚ポンプ場につきましては、平成7年に供用開始しているということで、劣化の程度は、鎌塚ポンプ場についてはまだそれほどないということで、今のところそういった計画はございません。

(秋谷) それで、今委託料の話と工事の話とちょっと一緒になってしまっていましたけれども、下忍の長寿命化をやるときに、単なる機械自体の入れかえだけで、例えばもっと委託料が下がるような改善的なものというのはできないものだったのですか。それは無理なのか。全部作り直すわけではないから。

(下水道課長) こちらの長寿命化の計画につきましては、基本的には施設そのものの劣化等の改修工事でございます。費用のほうの委託料につきましては、こちらの運転管理の委託料でございますので、同じ委託なのですが、ちょっと内容的には異なっております。

(秋谷) あとは、ちょっと全体的というお話も変な言い方だけれども、暫定逆線引き区域が解消されて、だんだんとそういう新しく市街化されたところにも新しい住宅がぼつぼつ建ってきたわけだけれども、そういった方々から下水道の件についていろいろご相談を受けたりしますか。早く下水を引いてほしいであるとか、そういった話は聞きますか。

(下水道課長) 委員おっしゃるとおり、市街化区域になったということで、下水道を早く引いてほしいというふうなお話もございます。しかしながら、市街化編入の区域になった箇所につきましては一部これから事業認可、下水道事業の認可の変更を行い、その後、事業実施というふうな手続がございますので、今その手続をこれから進めていく状況でございます。

(秋谷) 前も聞いているから、いいと思うのだけれども、念のために聞いておきましょうか。例えば大間、あるいは小松、松原方面、あちらのほうまで事業認可をとり直して、あと新規でとって、それで実際に布設

されるまで、大体何年後ぐらいなのでしょう。念のために、新しい人もいるから、聞いておきましょう。

（下水道課長）今現時点では、これから事業認可、県の許可等になっておりますので、そこら辺を踏まえた形に最終的にはなろうかと思えます。今現時点で私どものほうで考えているところでは、前にも申し上げましたが、生活排水の処理構想というのがございまして、そちらの計画としては、平成37年度までには公共下水を市街化区域内において整備していきたいというふうな目標を持っております。ここら辺までしか答えられないのですが。

（秋谷）あと1点だけ、34ページか。西部第3排水区の雨水整備事業関連なのだけれども、26年、27年で実施していただいています。現状は大体予定どおりの進行で間違いがないでしょうか。つまり今年度いっばいで工事がしっかりと完了して、部分的にも逆川の水をもう土手側に流す、ショートカットして流すような計画どおり進んでいるのかどうか。これは確認。

（下水道課長）こちらの西部第3排水区雨水整備事業に伴う管渠築造工事でございますが、内径2,800ミリの推進工事ということで現在工事を行っております。ご案内のとおり、一番下流部分には今発進立て坑が築造され、その防音のためのハウス、防音ハウスと申しますが、その建屋も全て完了しております。工事業者から確認しているところによりまして、今週末、あしたですが、から推進、本体の工事を着手していきたいというふうに聞いております。現時点で、8月末の時点における工事の進捗率としては約50%程度となっております。したがって、現時点では順調に工事が進んでいるのかなというふうに思っております。

（阿部）実は漠然とした質問なのだけれども、今世の中で再生可能エネルギーが取り沙汰されている昨今、7月の25日の日のNHKの「クローズアップ現代」というやつでもって下水道発電というのを私見たのです。その下水道発電というものの中身というのが、これは非常に有利な補助金が出たりなんかして、結構発電能力が高いのですよね。そんなことで、栃木県のほうがかなり積極的にやっているという話が放映されました。

そういう事実は、まずもって下水道課長は恐らく認識がないかな。見なかったのだよね。どっちなのだろう。

(下水道課長) ちらっと見ました。

(阿部) 見たのだ。

(下水道課長) ちらっとです。何分かぐらいです。

(阿部) 事そのことに対して、その何分か見たという中で、とっさに感じた下水道課長の見解をお伺いしたいと思います。

(下水道課長) ちょっと見た感じの中の思いなのですが、下水道管の中にそういった発電施設を設けて、下水が流れるときに発電するという、たしかそんなような話だったかなというふうに思っております。そうしますと、かなりの量、結構大きな量が流れているところなのかなというふうに認識しました。当市においては、管径200ミリとか250ミリの管が主流でございますので、そういったものがちょっとそぐうかどうかは、ちょっと疑問な点というふうに感じました。

(阿部) たしかその中でメタンの活用というのもあったような気がしたのだよね。メタンガスの。そこをずっと私も録画しまして、それとってあるのですが、ぜひそれを後日見ていただいて、何かこれ参考にならないかというふうに思いますので、30分間の録画なのですが、関係者みんなに見てもらって、後日それを見た感想、それからもしこれからそういったことが生かせるものであるならば、そういったビジョンを語っていただければありがたいなというふうに思います。後で持っていきますから、ごらんになってください。

以上。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第83号 平成26年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、これについて原案のとおり可決及び認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決及び認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

なお……

(委員長、済みませんの声あり)

(委員長) 発言の許可いたします。

(道路課副参事) 先ほど細川委員さんから質問のございましたコミュニティーバスの利潤はあるのかという点でございしますが、運行経費の中には運送費、一般管理費、初期投資経費と、この3項目から成っております。一般管理費のうちに利潤が含まれるということでございします。先ほど数字出しましたが、それ訂正をお願いします。

それで申しますと、最初に朝日自動車のほうが一般管理費が553万2,564円、これ全てが利潤ではございませぬけれども、この中には運行管理者を置いて運転士の管理をするとかの人件費とか、経費も入っていますから、このうちの何%かはちょっとここでははっきり申し上げられませんが、その中に含まれております。

次に、ロイヤル交通でございしますが、一般管理費が375万8,160円、この中に利潤も含まれる。もうけがないのにやる会社はございませぬので、大抵、一般管理費に含まれて利潤はいるということでございします。

以上です。

(委員長) 以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

なお、会議録の調製及び委員長報告の作成につきましては委員長に一任願います。

これをもちましてまちづくり常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 4 時 3 2 分)